

平成17年大洲市議会第8回定例会会議録 第3号

平成17年12月13日（火曜日）

出席議員

1 番 大 野 立 志
2 番 上 田 栄 一
3 番 安 川 哲 生
4 番 福 積 章 男
5 番 山 本 光 明
6 番 西 村 豊
7 番 武 田 雅 司
8 番 中 野 寛 之
9 番 二 宮 淳
10 番 梅 木 良 照
11 番 梶 田 和 美
12 番 村 上 常 雄
13 番 水 本 保
14 番 岩 田 忠 義
15 番 宮 本 増 憲
16 番 叶 岡 廣 志
17 番 後 藤 武 薫
18 番 有 友 正 本
19 番 古 野 青 弘
20 番 矢 間 一 義
21 番 向 井 敏 憲
22 番 岡 孝 志
23 番 吉 岡 猛
24 番 清 水 久二博
25 番 田 中 堅太郎
26 番 山 下 勝 利
27 番 中 野 茂 明
28 番 吉 岡 昇 平
29 番 大 野 新 策
30 番 小 泉 紘 文

欠席議員

な し

出席理事者

市 長 大 森 隆 雄
助 役 首 藤 馨
収 入 役 田 上 隼 藏
総 務 部
部 長 小 泉 勝 明
副部長兼危機管理室長 白 石 隆 壽
副部長兼総務課長 佐 伯 幸 一
人 事 秘 書 課 長 神 元 崇
税 務 課 長 二 宮 隆 久
総 務 課 長 補 佐 篠 原 雅 人
総務課行政係長 往 田 秀 樹
企画財政部
部 長 小 島 健 市
財 政 課 長 松 田 眞
財 政 課 長 補 佐 松 本 一 繁
市民福祉部
部 長 上 村 孝 廣
副部長兼保険環境課長 山 田 一 昭
高 齢 福 祉 課 長 吉 田 直 人
建設農林部
部 長 三 保 禮 三
副部長兼建設第1課長 城 戸 良 一
副部長兼農林水産課長 松 岡 良 明
副部長兼水道課長 口 井 睦 雄
長 浜 支 所
支 所 長 上 川 慶 信
肱 川 支 所
支 所 長 櫻 田 和 明
河 辺 支 所
支 所 長 河 本 治
農業委員会
事 務 局 長 蔵 田 伸 一
教育委員会
委 員 長 岩 田 徳 幸

教 育 長 叶 本 正
教 育 部 長 尾 崎 公 男
公 営 企 業
病 院 長 谷 口 嘉 康
監 査
委 員 藤 川 卓 見
~~~~~

出席事務局職員

事 務 局 長 西 山 隆 夫  
次 長 新 野 武 男  
事務専門員兼調査第1係長 藤 岡 章 男  
調査第2係長 新 実 雄  
議 事 係 長 谷 野 秀 明  
~~~~~

議事日程

平成17年12月13日 午前10時 開 議

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

- 第131号議案 平成17年度大洲市一般会計
補正予算（第6号）
- 第132号議案 平成17年度大洲市介護保険
特別会計補正予算（第3
号）
- 第133号議案 平成17年度大洲市介護サー
ビス事業特別会計補正予算
（第3号）
- 第134号議案 平成17年度大洲市住宅新築
資金等貸付事業特別会計補
正予算（第2号）
- 第135号議案 大洲市漁港管理条例の一部
改正について
- 第136号議案 大洲市企業誘致条例の一部
改正について
- 第137号議案 大洲市都市計画審議会条例
の一部改正について
- 第138号議案 大洲市下水道条例の一部改
正について
- 第139号議案 交通安全都市宣言について

- 第140号議案 人権尊重都市宣言について
- 第141号議案 愛媛地方税滞納整理機構の
設立について

（全議案に対する質疑並びに市政全般に対
する質問、委員会付託）

日程第3

- 請願第1号 肱川の早急な治水対策を求
める請願書
- 請願第2号 サラリーマン増税、消費税
の引き上げなど、大增税に
反対する意見書採択の請願
- 請願第3号 介護保険の負担軽減を求め
る請願書
- 請願第4号 安心して受けられる医療を
求める請願書
- 請願第5号 障害者への応益負担押しつ
けをしないよう求める請願
書
- 請願第6号 出産・子育てに関する請願
書
- 請願第7号 最低生活保障に関する請願
書
- 請願第8号 最低保障年金制度の創設を
求める請願書

（委員会付託）

~~~~~

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第131号議案～第141号議案
- 日程第3 請願第1号～請願第8号

~~~~~

午前10時00分 開 議

○清水久二博議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○清水久二博議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番二宮淳議員、10番梅木良照議員を指名いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第2、第131号議案から第141号議案までの議案11件を一括して議題といたします。

全議案に対する質疑並びに市政全般に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、大野立志議員の発言を許します。

○1番大野立志議員 議長

○清水久二博議長 大野立志議員

〔1番 大野立志議員 登壇〕

○1番大野立志議員 失礼をいたします。このたびの大洲市議会議員選挙で、第3選挙区より選出いただきました大野立志でございます。本日は寒波襲来、積雪も見られ、新人議員として改めて身の締まる思いですが、合併のスローガンであります「きらめき創造大洲市ーみとめあい ささえあう 肱川流域都市ー」の創造に向け、市民の皆様の負託にこたえるべく、議員としての職責を果たしてまいります。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、議長のお許しのもと、通告をしておりました3件について質問をいたします。

まず、平成の大合併とも言われる今回の合併の大きな目的の一つであります行財政効率化の推進について伺いをいたします。

大洲市におきましても、3月の定例会市長施政方針の中で、新大洲市行政改革大綱の策定を

上げられ、その大きな柱として職員定数の縮減による人件費の抑制、既存事務事業の見直しと民間委託の推進により組織機構の見直しを図り、行政のスリム化に積極的に取り組み、効率的で効果的な行財政運営の推進に努めるとされております。

そこで、新大洲市行政改革大綱作成に当たり、大洲市行政のどの部分が民間委託に該当するとお考えか、また職員定数の縮減はどのような方法をお考えか、職員定数縮減、組織の見直しに伴う本庁と支所機能の位置づけをどのようにお考えかをお伺いいたします。

新大洲市行政改革大綱は、今後の大洲市行政のあり方を示す重要な指針になるものと理解しております。行財政の効率化は必要に迫られて行うものではなく、長期ビジョンを念頭に置き取り組まれるべきものではないかと考えますが、合併直後、急速な改革は行政サービスの低下、職員の士気の低下、支所機能の衰退など、さまざまな懸念事項も憂慮されます。そのあたりも含みおきいただき、答弁をお願いいたします。

第2点といたしまして、産業の創造について伺いをいたします。

株式上場企業は増収増益、株価も堅調に推移するなど、市場のグローバル化に伴い海外需要の伸びとともに、輸出産業を中心に国内景気は底がたい回復基調にあると、明るい話題があります。

しかし、一方では、グローバル化に適さない業種、あるいは牽引力のある産業を有しない地域の景気は、依然長期停滞が実情であり、都市と地方の格差、また産業構成による地域間格差が広がっております。従来ですと、景気回復の気流だとして、国の財政出動によります需要の創造で、地方の景気浮揚も図られてきたわけですが、小さな政府を標榜する国政のもと、また国の長期債務残高が平成17年度末で774兆円に上るなど、新たな有効需要政策に期待もできな

いのが現状かと思われます。

また、愛媛県内の経済情勢に目を向けましても、平成17年9月現在のハローワーク別有効求人倍率は、新居浜1.27、四国中央1.16、今治1.06と、東予地方は堅調に景気回復の傾向が続いている一方、松山0.71、大洲0.70、八幡浜0.81、宇和島0.60と、南予地方を中心に、引き続き厳しい状況を呈しております。

大洲市が公表しております資料、財政の健全化に向けての中で、市税の推移を取り上げられておりますが、市税の推移も大洲市の経済状況の一つの重要な指標と見ますなら、平成9年度のピーク時に比べ9億円の減であり、地域経済の縮小を示しているのではないかと考えます。企業に門戸を開き、牽引力のある企業の誘致に重点を置かれることも、即効性が期待でき大切なことと考えますが、地元企業の新たな異業種参入や起業家意欲の醸成につながる先進地視察、会社設立や規制、特許等の法律相談、技術情報サポート指導、市場調査、販路開拓など窓口一元化のもと、関係機関と連携の上、地域の民間活力による大洲ならではの、きらめきある産業の創造への喚起を促す強力な支援体制を早急に整える必要があると考えます。

新市建設計画の中にも、高付加価値型の農林水産業の育成、地域産業の再構築と新産業の育成、若者、女性、中高年の雇用創造に向けて企業や新商品の開発、販売、支援体制の充実がうたわれておりますが、大洲市として今後どのような施策を展開されるお考えか、具体的にお聞かせ願います。

最後になりますが、山鳥坂ダム建設事業は、昭和57年特定多目的ダムとして建設計画が発表されて以来24年の間、中予地区の分水離脱など幾多の変遷を経て、現在は治水目的ダムとして今日に至っております。非常に緩やかな勾配の河川、蛇行している河川、支流が多く、下流に行くほど川幅が狭くなるなど、一級河川肱川の持つ特異な形状により、数多くの水害の歴史が

あることにつきましても、広く認識されておるところであります。

また、元来河川の遊水地的役割を果たしてきました東大洲地区は、地方拠点都市の指定と相まって資産の集中が進み、今日に至っては水害を防ぎ、安全、安心な地域とすることが行政の責務となりましたが、水のはけにくい地形上の特異性を持った河川は、水の出口を求め、大洲盆地を初め至るところに水害をもたらし、治水は困難を極める現状であり、可能な限りの手だてで流量調整を行い、安全、安心を実現するための治水に取り組まなければならないのではないかと認識をしております。

みとめあい ささえあう 肱川流域都市という新市スローガンにもありますように、水害で被災されます方々の痛みも流域全体の痛みであり、また水害の軽減のため建設されるダムによって水没される方々の痛み、そして県道小田河辺大洲線の鹿野川大橋から肱川町椽の木瀬地区までの改良が進まず、災害時には陸の孤島とまで言われる河辺地区の皆さんの痛みも、流域全体の痛みであると考えます。

そこで、今回鹿野川地区まちづくり計画策定に関連する補正予算が計上されております鹿野川地区まちづくり計画策定についてお伺いをいたします。

鹿野川地区は、ダム建設によるつけかえ県道の影響を直接受ける地域であり、つけかえ県道によって地域が衰退するとの住民の方々の根強い不安があります。鹿野川地区は、旧肱川町の中心地でもあります。まちづくり計画作成に当たって、鹿野川地区のビジョン作成をどのように考えられ、どのような方法で進められるお考えなのか回答を求めまして、私の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、ただいまの大野議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、大きいタイトルが3つあったわけですが、私の方からは3番目に御質問をいただきました山鳥坂ダム建設に伴う鹿野川地区のまちづくり事業について、関連してお答えをしたいというふうに思います。

山鳥坂ダム建設が発表されましてから、先ほどお話もありましたとおり、水源地域の皆様には昭和57年以来24年間の長きにわたり、生活再建や県道改良の問題等精神的苦痛を初め、いろんな意味での痛みをはかり知れないほど与えて長期間たつとるわけございまして、このことから鹿野川地区を含めました水源地域の再建基本計画の見直しをいたしまして、この計画に基づき、愛媛県により水源地域整備計画を作成していただき、各地域の生活再建構想の方針を示すことによりまして不安の払拭を図りたいと、このように基本的には考えておるところでございます。特に、肱川地区の中心地でございます鹿野川地区につきましては、地域の景観や文化的な特性を生かした都市再生整備計画を作成いたしまして、まちづくり交付金事業の導入について、現在検討をしているところでございます。

この計画素案の作成に当たりましては、地域の実情に精通をされておりますアドバイザーを含む山鳥坂ダム推進会議を設置いたしまして検討を行うこととしておる次第でございます。この計画素案に基づきまして、地区のいろんな御意見の反映に努めるとともに、関係する者が一丸となって水源地域における諸問題の解決に取り組むことが最重要と考えておる次第でございます。今後、水源地域の方々の御理解と御協力が得られますよう、誠心誠意対処してまいりたいと考えておるところございまして、議員各位におかれましても御協力と御支援をお願いする次第でございます。

特に今回、先ほど御質問をいただきました大

野議員さんにおかれましては、特段のお力添えを、地元としてのお力添えをいただきたいというふうに大いに期待しとるところでございます。私も2月就任以来、おかげさまで関係職員、これは本庁、支所を含めてでございますが、努力もございまして、ダム関連の一連の事業につきまして、それぞれ上下流にわたりまして少しずつではございますが、確実に成果が上がってきているという認識をしております。あらゆる機会を通じて、私自身も上部機関の県や国土交通省に対しまして、タイミングを見失うことなく精力的に回っておるつもりでございますが、その成果といいましょうか、その実がぼつぼつでございますが、出てきかけたんではなかろうかというふうに最近思つとるもんでございます。今後とも、地元の調整方につきましては、特に精通しておられます議員さんでございますので、ぜひとも助けていただきますように御助言をいただきますように、私の方からも特段のお願いをこの際しておきたいと、このように思う次第でございます。

現在、予算化もいたしまして、鹿野川地区の全体的な説明会をできるように、早急に段取りをしていきたいという考えでおるわけでございます。今まで、ややもすると、説明が一部の人に偏ってなされとるような嫌いがあるやに聞いたりしますんで、私の方ではそうでなくて、地域全体、これはもう皆さんの町でございますんで、この町をどう活性化していくか、寂れないためにはどうしていくべきかということは、道路だけでございせん。周辺整備も含めて、公園も含めてやっていきたいというふうに思っております。

それから、道路の問題につきましては、河辺から一番近いところの県道につきましては、もう既に地元の方は御承知だと思いますが、工事の請負の看板も立ちました。そういうことで、ぼつぼつでございますが、県の方も本格的につけかえ道路のことが緒につきかけておるという

ふうには認識をしております。あとは、ダム直下の皆様方あるいは今の鹿野川地区の皆様方、それぞれの方と私が出ていって話す機会が一日も早くできまして、そして一步踏み込んだ話ができるようになる日を期待して日々職員とともに頑張っていきたいと、このように思っておりますので、どうぞ今後とも、地元の議員さん方には特にそういう意味合いで御足労をかけると思うんでございますが、よろしく願いを申し上げます。まして御答弁にかえさせていただきます。

後の問題につきましては、助役さん以下で答弁をいたしますので、どうぞお聞き取りいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 大野立志議員さんの新大洲市行政改革大綱についてのうち、民間委託部門、職員の縮減の手法、それから本庁、支所間の機能の位置づけという御質問に対しまして、お答えをさせていただきますと思えます。

民間委託の問題でございますが、行政改革大綱につきましては、昨年末に閣議決定をされました今後の行政改革の方針を踏まえまして、総務庁において策定した地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針というのが示されたわけでございます。この指針では、各自治体で行政改革大綱を策定し、その大綱に基づき、おおむね5年間の具体的な取り組みを明示した計画、集中改革プランを今年度内に策定、公表することが示されておるわけでございます。本市におきましても、この指針を受けまして、現在行政改革大綱及び集中改革プランを策定しているところでございます。

議員御指摘の民間委託につきましては、指針の中で総務事務や提携的業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、総点検を実施することということでございま

す。具体的には、類似団体の状況や民間の受託提案などを参考にしながら、組織の規模を踏まえましてメリットが生じるよう、委託の可能性について検証することということになっておるわけでございます。当市といたしましても、業務の民間委託が行革の一つの手段でございまして、民間活力の積極的な活用につきましては、コストの削減や市民サービスの向上などのメリットが期待されるものと考えております。

しかしながら、個人情報保護の問題や民間委託になじまない業務もあるわけでございます。対象事業の選択、その実施に当たりましては、十分留意が必要であると考えておるところでございます。現在、具体的な項目を各課において検討中ではありますが、メリット、デメリットを勘案した上で、委託効果が見込まれる事務事業については、積極的な導入を図りたいというふうに考えておるところでございます。

次に、職員の縮減の手法でございますが、昨日の山本、二宮両議員さんにも市長の方からも答弁しておりますとおり、職員の縮減のことにつきましては、市町村合併の一つの目的でもあります行政の効率化を図るという上で、職員数の削減は避けて通れない課題であります。現在、行政改革大綱の策定の中で具体的な削減目標の検討をしておりますが、この大綱の方針に沿った定員削減計画を、年度内に策定することといたしております。

削減の手法といたしましては、具体的な手法となるわけでございますが、効率的な組織機構への改編とか事務の効率化、職員資質の向上などに努めてまいりたいと思っておるわけでございます。また、退職者に対する新規採用者数の抑制、これなどで対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、今まで市役所が行っておりました行政サービスの提供を、市民や市民が参加する団体などが行おうとする取り組みを支援するとか、住民と住民と、あるいは住民と行政とが協働し

てまちづくりを推進する仕組みを整えていくことによりまして、行政の役割を見直すことも職員の削減する一つの方法ではないかというふうにも考えております。

このような方法で合併効果を最大限に発揮できるように、計画的に職員数の適正化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、組織の見直しに伴う本庁、支所機能の位置づけでございますが、現在の組織機構につきましては、合併協議会で確認しております新市における事務組織及び機構の整備基本方針及び個別整備方針に基づきまして組織の整備と職員配置を行ったところでございますが、合併後、およそ1年が経過するわけでございますが、さまざまな課題が浮かび上がっておるところでございます。例えますと、本庁、支所間の役割分担が不明確であり効率が悪いとか、部署によって事務量の差があるとか、決裁完了までに時間を要するとか、いろんな点を抱えておるのが現状でございます。特に、本庁、支所間の問題につきましては、合併協議会での確認事項であります常に事務組織及び機構を見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図ると、この方針に沿って見直しを図る必要があると認識をいたしております。

基本的には、本庁で一括処理することにより効率の向上が図られる事務事業について、支所から本庁へ移管することによって支所機能を縮小していかなければならないというふうには考えておるところでございます。ただ、来年度、大幅な組織機構改革を行うといいますことは、合併後1年でございまして、市民の皆様の混乱を招くということも予想されるわけでございます。この問題は、職員定数の適正化を進めることも密接にかかわってまいりますので、組織機構や人員配置などについてのいま一度再確認をいたしまして、議員各位、市民の理解を得ながら、目標に向けて順次見直しに努めてまいりたいと考えるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○小島健市企画財政部長 議長

○清水久二博議長 小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長 登壇〕

○小島健市企画財政部長 それでは、私の方からは、産業の創造に関しましてお答えをいたします。

近年の日本経済の長引く低迷は、本市におきましても、その影響が大きいものとなっております。民間企業によります設備投資は手控えられ、新規雇用も抑制されるなど、特に製造業の企業において、そういった傾向が顕著となっております。

こういった状況のもと、本市におきましては国・県及び大洲商工会議所との連携によりまして、平成12年11月、大洲商工会議所内に大洲地域中小企業支援センターを設置いたしております。ここでは、既存の中小企業者や新規創業予定者の皆様が抱えていらっしゃる会社設立、販路開拓などの諸問題に対しまして、中小企業診断士やマーケティングコンサルタントなどの専門家によります無料相談を実施しているところでございます。支援センターを開設いたしましてから本年の11月末までの延べの相談数は509件でございます。これを延べ相談件数で言いますと、940件という状況でございます。この相談に来られました皆様に、新規創業をされました件数は43件となっております。

また、一定の要件を満たす新規創業者には、国の地域創業助成金というものが受けられますように、大洲商工会議所、長浜商工会、そして川上商工会との連携によりまして大洲市雇用創出促進協議会を立ち上げまして、本年11月22日付で、国の方に地域重点分野の設定申し出を行っているところでございます。これは、国・県等の施策を活用いたしました支援体制を築いていこうとするものでございます。

また、初めての試みといたしましては、県などとの共催による地域密着型ビジネス創業講座

を開催いたしております。45人の方から受講の申し込みがございまして、去る10月6日から11月10日の間に6回の講座を開催をいたしまして、参加者の皆様からは好評を得ているところでございます。

さらに、将来の人材育成も考え、大洲小学校、喜多小学校、平小学校、この各5年生を対象にいたしました大洲キャリア教育事業、これを実施しております、子供たちの職業意識の高揚にも努めているところでございます。

これらの取り組みは、産業振興あるいは産業創造に対しまして、即効性のあるものではございませんけれども、継続をすることによりまして効果があらわれてくるものと思っております。国・県を初め関係機関との連携を図りながら、継続して実施できるように取り組みをしてまいりたいと考えております。

今後におきましては、地域ブランドの育成も重要と考えますことから、中小企業基盤整備機構とも調整を図りながら、積極的に大洲ブランドの醸成に取り組みをしてまいりたいと考えているところでございます。

また、本議会において企業誘致条例の一部改正をお願いをしておりますけれども、県当局の御支援をいただきながら、情報系企業の誘致を目指しておりますので、議員各位におかれましては何かと御協力、御支援をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○清水久二博議長 次に、吉岡猛議員の発言を許します。

○23番吉岡猛議員 議長

○清水久二博議長 吉岡猛議員

〔23番 吉岡猛議員 登壇〕

○23番吉岡猛議員 景気回復を願い、三位一体改革に目を奪われている間に国内の治安は悪化し、小学生の殺人事件が発生しています。そのむごい残忍な手口には憤りを感じます。私たち大人は、隣近所と、地域のきずなを密にし、子

供たちを危険から守っていかなければなりません。

さきの6月議会の私の質問で、大森市長さんのお答えの中で、行財政推進に向けて魂は入れます、今度は私が吉岡議員さんの姿勢を見せていただきますと言われていました。6月末の議員辞職までには紆余曲折はありましたが、大森市長さんの魂を入れる一助にはなったと考えます。今後、大洲市の発展と住民の皆様の目線で、幸せづくりに精進してまいります。

それでは、通告をしております質問をしてまいります。理事者の誠意あるお答えをお願いいたします。

来年度の予算編成の基本方針についてお尋ねをいたします。

三位一体改革の中、平成16年度決算状況は、借入金436億6,661万円、市民1人当たり83万7,423円、公債費比率20.5%、起債制限比率13.4%と、厳しい財政状況になっています。県より公債費負担適正化計画の策定を求められました。今年度から7年間かけて、起債制限比率を13%未満に抑制する、財政の健全化計画であります。自主財源の市税、交付税の減収も見込まれ、限られた財源の中の予算編成となりますが、その基本方針についてお尋ねをいたします。

また、議案説明の中で、地域間のバランスのとれた市政運営に努めてまいられると言われております。どのようなお考えか、お伺いをいたします。

また、あわせて公債費比率についても、お伺いをいたします。

指定管理者制度の導入についてお尋ねをいたします。

民間ができることは民間に、2003年に地方自治法が改正され、来年9月までに全施設を直営か指定管理者かを決めなければなりません。大洲市では、民間業者を引きつける施設は限られていると思います。市民の財産を事業に活用す



る以上、その選定に当たっては透明性、公正さが求められると思います。地方自治法は、市長、議員が経営にかかわる団体と、その自治体との請負契約は禁じていますが、指定管理者制度には兼業禁止規定が適用されないと思います。その対応について伺いをいたします。

また、進捗状況についても伺いをいたします。

食材を利用される施設については地産地消を行うよう望みますが、伺いをいたします。

地区長会、自治会制度の充実についてお尋ねをいたします。

この制度は、合併後2年間にわたって協議、検討していくとのこととあります。次の市議会議員選挙は定員減になり、大選挙区で実施されます。その結果、議員のいない地区もできると思います。地域の状況、住民の声が行政に反映されなくなり、その解決としてこの制度を充実し、声が届くようにできればと考えておりますが、伺いをいたします。

公用車の適正配置、使用についてお尋ねをいたします。

地球の温暖化が叫ばれ、環境に優しい対応が求められています。現在、大洲市において本庁、支所204台が配置されていると、昨日の二宮淳議員さんの質問にお答えになっています。その状況が適正配置とお考えか、伺いをいたします。

また、車の使用状況についても伺いをいたします。

現在、CO<sub>2</sub>の削減が求められていますが、エコ自動車を導入されるお考えはないか、お尋ねをいたします。

治水対策についてお尋ねをいたします。

まず初めに、若宮側右岸堤防についてお尋ねをいたします。

五郎橋より上流左岸において、現在工事が実施されています。新聞報道によりますと、玉川、只越地区の左岸280メートルが整備をさ

れ、70センチかさ上げし、1995年の水害の洪水に耐えるよう、本年度中に整備すると報道されております。肱川の洪水は、流量によって流れる速さ、方向性が異なると考えます。若宮側の右岸は完成堤防であります、完成年度によって堤防の強度、天端の高低差が異なり、堤防の中まで水が浸透しているのではと心配をしております。堤防の決壊はないと思いますが、伺いをいたします。

河道の整備について伺いをいたします。

先日も、この質問については質疑応答がありました。私も住民の皆様からいろいろと言われています。しかし、あの河道の状況では、住民の皆様の納得をいただけないと私は考えております。市民の目線で見えた河道の状況を国土交通省にお伝えをいただき、整備をお願いしたいと思いますが、伺いをいたします。

東若宮地区の浸水防止についてお尋ねをいたします。

拠点地区指定を受け、地権者全員の同意と3割からの負担により土地区画整理事業を実施、現在の発展につながっています。しかし、昨年、今年たび重なる浸水被害により、完成後の評価より著しく土地の価値が下がり、安い価格で処分をされています。また、賃貸借契約にも影響があるのではと心配をしております。浸水の状況は、肱川本流が洪水になり、越流堤から二線堤内に入り、津波のようになり東若宮の道路を越して流れ込むと言われております。強制排水事業も計画をされていますが、完成年度も明示されておりません。今考えられている対策があれば、伺いをいたしたいと思います。

次に、水道事業についてお尋ねをいたします。

旧大洲市において、昭和31年に創設され、その当時は石綿セメント管で布設をされ、老朽化が著しく、先日、堀の内地区の県道において、11月に3回も破裂をし、2回目は真夜中で、補修の後で砂利が敷かれていただけで、破裂によ

って穴があき、車が落ち込むという事態になりました。3回目の破裂のときは、今後どうなるのだろうか、住民の皆様は大きな不安を訴えていました。石綿セメント管使用の範囲についてお尋ねをしたいと思います。

また、公共下水の工事と一緒に布設替えの計画等をお聞きしております。財政上の関係もあると思いますが、できれば早急に工事を実施していただきたい、このように思いますが、お伺いをいたします。

その他行政について、職員の地区入りについてお尋ねをいたします。

地域に住む人の年齢も高齢化になっています。行事の計画をしても、できかねる地区もあると聞いております。ある区長さんが地区入りをしていない人を調べておられますと、それは市の職員であることがわかりました。役所へ問い合わせると、個人情報保護法によってお知らせすることができないとのことでした。現職の職員さんであれ、退職された職員さんであれ、地域づくりには積極的に参加すべきと考えますが、どのように指導されているのか、また加入の実態はどうなっているのかお尋ねをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 ただいまの吉岡猛議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

私の方からは、1番目に掲げられておられます行財政改革について、2番目の一つでございます指定管理者制度導入について、この2点についてお答えをしたいと思います。

平成18年度予算編成に当たりましてのポイントにつきましては、昨日宮本議員さんの御質問に詳しく御答弁申し上げましたので、重複でございます。

中でも、特に吉岡議員さんにおかれましては

公債費比率と地域間バランスをどうとっていくのかという点の御質問がございましたので、この2点につきまして御答弁を申し上げたいと、このように思います。

公債費比率はお話のあったとおりでございます。平成16年度20.5%ということでございます。県下11市の中でも20%を超えておりますのは、大洲市を含めて2市のみの状況となっておりますことは、もう既に御承知のとおりでございます。平成17年度、来年3月になりましても20%台で推移すると予測をしておりますが、今後、今年度策定いたしました公債費負担適正化計画のもと、起債制限比率の適正化に準じて順次改善が図っていけるものというふうに考えておる次第でございます。

地域間のバランスをそれじゃあどうとっていくのかということでしたが、合併協議会等におきましても各種事務事業についてできる限り調整し、新市に引き継いでまいっておりますが、旧市町村独自のもので、その地域性や実情等に配慮しながら地域限定で一定期間継続するもの、それから合併後に調査研究を行い調整をするものなども、現在残っておるわけでございます。平成18年度予算編成におきましても、市町村合併の一番重要な目的でございます行財政の効率化、推進を基本としながら地域間のバランスに配慮し、急激な市民サービスの低下を招かないように、慎重に残された調整課題に取り組んでまいりたいと、基本的に考えておる次第でございます。

新市として発展いたしますためには組織機構及び事務事業など、市民のニーズや社会状況により絶えず見直しをしながら、よりよい体制を構築していく必要があるという認識をしておる次第でございます。

今後、議員の皆様方を初め、市民の皆様方のいろいろな諸会合で生の声を聞かせていただきまして、それらを集約しながら市民の皆様に、満足とまではいかなくても、及第点をもって見て

いただけるような、合併していてやっぱりよかったなと言ってもらえるような大洲市の創造を目指して努力して、日々精進してまいりたいと、このように考えておりますので、御理解と御協力をお願いする次第でございます。

次に、指定管理者制度の導入についてでございますが、公の施設の全般的な管理運営につきましては、公共的団体や地方自治体の出資法人などに限定して委託することができることとなっておりましたが、地方自治法の一部改正に伴いまして、指定管理者制度が導入され、民間の事業者等が施設の管理者となることができるようになりました。最近新聞報道等にもございますように、県内におきましても各自治体でさまざまな施設に導入をされておりますし、さらに多くが導入を前提に検討されてるようであります。

本市におきましても、指定管理者制度の導入状況でございますが、旧大洲市において議決いただいております肱南憩いの里、もとの油屋でございますが、1施設のみでございまして、株式会社ジェイアール四国アーキテクツを指定管理者として、現在運営をしております。

現在の進捗状況につきましては、既に公の施設に関する調査を行いまして指定管理者制度導入指針を策定し、制度導入に向けた取り組みを進めておりますが、制度導入に関しましては施設の性格や業務、サービス内容、効率的な運営が可能かどうかなど、さまざまな方面からの検討を行う必要があります。そこで、改正前の地方自治法の規定により管理委託を行っている施設につきましては、既に外部委託を行っておりますため、円滑に指定管理者制度の導入を行うことができること。さらに、管理委託制度の廃止に伴う法期限であります平成18年9月、来年の9月でございますが、現在の管理委託にかわる管理方法を決定する必要があることなどから、優先的に指定管理者制度導入に向けた準備を進めているところでございます。

また、現在直営の施設につきましては、指定管理者制度を導入することが適当であるかどうかを十分に検討いたしまして、有効ということになりますならば積極的に導入していきたいと考えております。

また、特に議員さんお尋ねございました地産地消の考え方についてはどう反映させていくのかということでございますが、物品販売や飲食サービスの提供が伴う施設に関しましては、指定管理者の管理業務の条件として積極的な活用を盛り込むことも不可能ではございませんので、第1次産業を含め本市全体に相乗効果が生まれるような取り組みも、今後十分に検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

指定管理者制度の導入に当たりましては、諸準備が整いましたら施設の条例改正を初め、指定管理者の指定議案を議会の皆様にお諮りすることとなりますので、その際には格別の御理解、御協力を賜りますようお願いをする次第でございます。

以上、私の方から2点お答えを申し上げまして、あとの問題はそれぞれの担当の方からる御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○小泉勝明総務部長 議長

○清水久二博議長 小泉総務部長

〔小泉勝明総務部長 登壇〕

○小泉勝明総務部長 それでは、私の方からは地区長会、自治会制度の充実についてほかお答えをいたします。

また、先ほど指定管理者制度導入につきましては市長からお答えをいたしましたが、私からは市長、議員の兼業禁止の適用除外について補足をさせていただきます。

地方自治法第92条の2及び第142条の規定につきましては、請負契約等の兼業禁止が規定をされておりますが、指定管理者制度につきましては地方自治体が行うべき管理運営を代行するものであり、議会の議決を経て指定する行政処

分でございますために、請負には該当しないことから、兼業禁止の規定は適用されません。今後選定の条件としてこの項を加えるかどうかにつきましては、今後検討することになると考えております。

次に、地区長会、自治会制度の充実についてでございますが、現在旧大洲市、長浜町では区長会制度、旧肱川町では自治会制度、旧河辺村では行政連絡委員制度と、まだ統一がされていないというのが現状でございます。これらの組織につきましては、平成18年度中には、今現在いろいろ検討をしておるわけでございますが、18年度中には統一するように皆さんと協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

議員さん御指摘の地域間の要望や質問事項につきましては、それぞれの組織から地区要望書という形で出していただき、関係各課から回答をまとめているのが現状であります。

今後におきましても、こういった形での地域からの声は大事にしていきたいと思ひますし、地域のバランスを考慮しながら対処してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御協力もあわせてお願いを申し上げる次第でございます。

次に、公用車の適正配置、使用につきましてでございますが、合併に伴いまして本庁、支所ともに公用車を使用する業務が増大しておりまして、部署によりましては公用車が不足をしているというのが現状でございます。今後策定をいたします公用車管理計画の中で、各部署への適正な配置や、またエコ車の導入につきましても検討してまいりたいと考えておるところでございます。

それからもう一点、職員の地区入りについての御質問がございました。特に市街部では、この地区入りにつきましてはアパートあるいはマンション、こういったところの入居世帯の方、居住期間が短いこともございまして、区入りをさ

れてない世帯が多いという地区もございます。ごみの収集や地域の活動にも支障があるという御指摘があり、また市内全域での少子・高齢化が進行している中で、区長さんから、市から区入りを推進してほしいとの意見がございました。こういった中、市の職員につきましても、親と別世帯で住んでいるが、おつき合いは親元でしなければならないといったようなこと、また、結婚して一時的な住まいである等の理由で区入りをしていないという職員があったという状況でございます。これらの状況を考慮いたしまして、市職員に対しましてはことしの7月14日付で総務部長名で「行政区への区入りとコミュニティ活動への参加促進について」と題しまして、地区入りを初めとする地域コミュニティ活動の積極的な参加を呼びかける文書を電子掲示板で掲載し、啓発を促したところでございます。

また、以前より公民館主催の運動会や文化祭など、地域を挙げて開催されるイベントにつきましましては、スタッフとして協力する体制も確立しておるわけございまして、コミュニティ活動の活性化にも極力努めておると考えておるわけでございます。特に、職員は地域のリーダーとして、また地域の協力員として、地域における自治意識の向上に努めていきたいと、またいってもらいたいと思っております。住みよいまちづくりを進めていく上で大変大切なことでございますので、今後とも区入りに対する指導徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○清水久二博議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、私の方からは治水対策の3点についてお答えをいたします。

まず、若宮側の右岸堤防についてでございます。

肱川水系の河川整備計画というものが昨年の5月に策定をされましたことから、この計画に基づきまして、上下流のバランスを考慮しながら築堤事業と適正なる河道の管理が実施されているところでございます。

現在の築堤事業について申し上げますと、きのうもお答えをいたしましたが無堤地区の解消並びに肱川流域の治水安全度でございます、今あります15分の1をさらに向上するために、下流の方から優先をして河川改修をしようとしているものでございます。

また、河道の維持管理についてでございますが、昨年の台風16号により被災をしました堤防ですとか、その漏水対策、それから倒木処理などの災害復旧工事を主なものとしてやっているようでございます。

議員さん御指摘の、若宮の右岸堤防についてでございますが、先ほど言われましたように、現在完成堤防となっており、流域には、先ほど申しましたように、暫定堤防以下の箇所が多数残っておりますこと、それから当地区につきましては、現在のところ漏水などの被災形跡はないことから、今後は、しばらくの間は地元の水防団などに御協力をいただきながら、引き続きまして巡視や点検を行っていききたいと。そして、堤防の安全確保に努めていききたいと言われておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、河道の整備でございますが、きのうからお話をしますように河床掘削も含めまして、昨日から答弁してまいっておりますが、下流部での洪水、はんらんを増大させるということが一番大きな問題として、基本的には最終段階で実施される、そういうふうに向っているところでございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、洪水後の倒木処理ですとか、適正な維持管理、それから、きのうも答えましたが、局所的に土砂がたまるとこなどがございます

ので、これらにつきましては順次取り組んでいただきますように、これから先も要望活動を十分に進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと、このように思うわけでございます。

それから、東若宮地区の浸水問題について触れられました。この地区につきましては、平成16年10月に土地区画整理事業の竣工を迎えまして、大洲市の東の玄関口の一角としてさらなる発展を期待しているところでございます。当事業によりまして整備されました道路の一部、430メートルございますが、この部分は二線堤を兼ねた市道の一部としての機能を持っております。この二線堤によりまして、昨年の台風16号及びことしの台風14号では、拠点地区への流入を約2時間おくらせることができて、それから浸水深も低くすることができたことから、東大洲地区での総合的な冠水被害の軽減策といたしまして効果のある施設と認識をしているところでございます。

しかしながら、二線堤によります拠点地区への治水効果はありましたが、最終的には二線堤を越流しまして、議員さん言われますように、東若宮地区も含めました拠点地区が浸水したことにつきましては、当事業の目的でございます有効な土地利用を部分的に阻害をしてしまったと、こういう結果になりました。このことから、当地区を含めます東大洲地区全体の総合的な治水対策を講じていく必要があると思っています。

抜本的な治水対策といたしましては、きのうからお話をしとりますが、外水ははんらんに対応した矢落川の左岸堤防のかさ上げ及び内水ははんらんに対応いたしました排水機場の設置であると思いますけれども、先ほどからずっと申し上げますように、上下流のバランス等の問題があります。そして、それにつながります予算の増額、それから下流域の早期整備をできるだけ早くしていただくようにすることが一番の解

決になりますので、市長を先頭にいたしまして、とにかく強く要望してまいるつもりでありますので、議員各位におかれましても、どうぞ御協力のほどお願いする次第であります。

なお、大洲市といたしましても、できる措置といたしましては盛り土の規制でございますとか、それに付随します貯留施設をつくろうといたしております。そういうことを通しまして、拠点地区の浸水区域の拡大ですとか、今あります浸水深がさらに高くないような、そういう努力をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく御理解をいただいたらと思うわけでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○口井睦雄建設農林部副部長 議長

○清水久二博議長 口井建設農林部副部長

〔口井睦雄建設農林部副部長 登壇〕

○口井睦雄建設農林部副部長 それでは、私の方からは水道事業についてお答えをいたします。

大洲市の上水道、合併しましたので長浜と大洲分がございますが、大洲の事業分の水道管につきましては、延長で約246キロございます。そのうち石綿のセメント管の延長は約16キロございます。この石綿セメント管につきましては昭和31年に認可を受けまして、32年度から旧大洲町で上水道の工事を開始いたしております。それから、昭和56年度の第3次拡張事業までこのセメント管を布設しております。現在は使用はいたしておりません。

主なものといたしまして、口径200ミリ以上でございますけれども、これらの配水管の布設状況でございますが、菅田に能登配水池というのがございます。そこから松ヶ花を経由いたしまして五郎駅まで、それから松ヶ花から新谷の町内を経由いたしまして帝京第五高校付近まで、それと徳森に簡易郵便局がございますが、それから中央病院まで、これまでを大口径の200ミリ以上で配水をいたしております。

なお、若宮下に踏切がございますが、これから駅前までの交差点があります。この旧道の配水管につきましては開設当初より布設替えをしておりますので、現在もセメント管が残っております。このセメント管の布設替えの計画については特に現在ありませんが、今のところ国道、県道、市道の改良時に合わせて行いたいと、このように考えております。

なお、先ほど議員さんにも言われましたけれども、議員さんとこの前は3回も噴き上がりまして、大変住民の方には御不満であろうかと思えますけれども、私ども漏水は24時間体制でその都度対処するというようにしております。そういうことですので、今回の件につきましては住民の方、御不満のこと非常におわびをいたしたいと思います。

なお、若宮の地区につきましては、二重投資ということもありますので、肱北地区の公共下水道工事、これの施工どきに順次布設替えをしたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○清水久二博議長 次に、榊田和美議員の発言を許します。

○11番榊田和美議員 議長

○清水久二博議長 榊田和美議員

〔11番 榊田和美議員 登壇〕

○11番榊田和美議員 公明党の榊田和美でございます。再び議会でこのように発言できるチャンスを与えていただきまして感謝するとともに、ただ一人の女性議員として女性の声もしっかり議会に届けてまいりたいと思います。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず初めに、子育て支援についてお伺いいたします。

今、我が国においては子供を産み、育てにくい社会が急速に進行していると言われております。少子化の現状は深刻であり、その結果、日本の総人口は2006年の1億2,774万人をピーク

に減少に転じる見込みで、厳しい人口の減少が予測されます。この急速に進む少子化による人口の減少は、経済成長だけでなく社会保障制度のあり方にも大きな影響を及ぼします。皆さんも御存じのように、全国の出生率も人口維持に必要な水準2.07を大きく下回り、2004年には1.29まで落ち込んでいます。この少子化の原因には、仕事と育児の両立が難しい、子育てにかかる費用負担で結婚や出産をためらうなど、子育ての苦勞が喜びを上回っていることが指摘されております。

公明党はチャイルドファースト社会の実現に全力で取り組んでいます。チャイルドファースト社会とは、子育てを社会の中心軸に据え、女性が安心して子供を産み、育てることのできる、人に優しい社会です。子供の幸せ、子供の安心が最優先で確保されなければならないと考えます。国も児童手当や出産一時金などの子育て世代への経済的支援の拡充や子育て支援策を推進できる体制づくりをさらに進めております。

そこで、自治体によっては子供に関する行政窓口を一本化して、子供部として子育てに関するさまざまな事業を効果的に推進しているところがあります。学童保育も保育ととらえるのか、放課後の子供の居場所づくりとするのかで、担当の課が違ってきます。子供のことにここにと、市民にもわかりやすくするために窓口を一本化することで、きめ細かな子育て支援が可能になると考えますが、いかがでしょうか。

また、子育てに奮闘する世帯を応援するファミリーサポートセンターや在宅子育てサポートなどを整備していくことも必要かと考えます。子供を預かってほしい人と預かりたい人を仲介し、会員同士で子育てを支え合う仕組みになっております。これはシルバー人材センターとの連携した取り組みで実現できないでしょうか。

また、子供たちを取り巻く環境や日ごろ感じ

ている疑問、要望など、子供たちの声を聞く子供議会を開催してはいかがでしょうか。未来を担う子供たちが政治への関心を高めるとともに、自分の地域や周りのことに関心を持つことはとても大事なことです。子供たちの生の声を聞くいい機会だと思われます。

先日、市長はこれからが真に新大洲市の船出だと、新しい大洲の創造に努めていきたいと語られておりました。市長が考えられる親子ともに心豊かな子育てができる支援、また瞳輝く大洲の子供たちの教育に関してどのような方針を持たれているのか、伺いたいと思います。

次に、児童が犠牲となる痛ましい事件が1週間のうちに2件、その後2人の児童が巻き込まれたと思われる事件も起こり、驚きと怒りで言葉ありませんが、本当に100%子供を守ることの難しさを痛感しております。事件が起こるたびに親はもちろん、学校、地域では安全対策を強化しております。それでも後を絶たない事件に、子供たちをどうすれば安心して安全な生活を送れるように守ってやれるのか、考えなければなりません。そして、どんな環境でも起こり得ることを念頭に置きながら、子供たちを健やかに、心豊かに育てていきたいと願うものです。下校時の通学路の安全についていま一度再点検を行うべきであると考えます。

通学路安全マップも大人がつくった安全マップでなく、ここは道が狭い、ここは昼間でも暗い、民家が途切れている、ここは不審者が出たところだなどと、実際に子供たち自身が歩いてみて注意すべき点を確認しながら作成するマップが一番効果のあるマップになると言われます。そして、危険なところは地域の大人たちや警察と連携を取り改善し、また下校時間に合わせて犬の散歩やウォーキングをしてもらえよう、地域住民に声かけ合って、協力しながら、子供たちを守っていく体制づくりを強力に進めることが必要だと思います。通学路安全マップの作成状況やPTA、地域住民との協力体制は

どのくらい進んでいるのか教えていただきたいと思います。

また、放課後の安全確保には、低学年が対象ではありますが、学童保育もできました。その利用も親にとっては大変安心して仕事をする事ができると思います。これから2カ所、3カ所目と、学童保育の拡充に向けた状況は進んでいるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、子育て、教育の面から図書館の建てかえについての現状をお伺いいたします。

3月議会でも質問をさせていただき、市長から老朽化の現状では早急に建設することが望ましいが、厳しい財政事情の中、決断をする時期が来ているのではないかとのお答えをいただきました。建てかえは長い間の市民の思いです。早急な御決断をいただき、図書館としてだけでなく、文化ホールの併設や市民ギャラリーなど、高齢者や乳幼児まで、多くの市民の憩える場所を提供していただきたいと思います。特に、子供たちにとっては放課後にも安心して安全で、本と親しむ環境のいい場所となります。ぜひ早期の建設を望みます。

2点目に、昨日の質問と重なると思いますが、要望も含めてAED（自動体外式除細動器）について質問させていただきます。

現在、心臓突然死は年間4万人とも言われております。この突然死の中で最も多いのが心室細動で、心筋梗塞などの疾患や、また急激な運動によって引き起こされることもあります。この心肺停止患者に電気ショックを与え、機能の回復を図る医療機器がAEDです。心室細動に陥った場合、その後1分ごとに救命率が10%ずつ減る。処置が早ければ早いほど救命率が高いとされており、救急車が到着するまでの間の応急処置として、一刻も早いAEDの使用が必須となります。また、専門知識は不要で、心肺停止患者の胸に2カ所パットを張り、音声案内に従ってボタンを押すだけで自動的に心電図を測定し、必要ならば電気ショックを与えます。

これまで医療従事者しか使用できなかったこのAEDが、昨年7月より救命の場に居合わせた一般市民にも解禁になりました。欧米では既に空港、駅、競技場、学校などに備えられ、公衆電話並みに普及し、救命向上につなげております。公明党も一人でも多くの人の命を救うため、全国的に設置、普及を目指した活動を展開し、多くの自治体でAED普及の環境が整ってまいりました。

そこで、公共、民間を問わず、多くの人が集まる場所、学校、福祉施設、体育施設などへの配備を速やかに進めていく必要を感じます。大洲市におけるAEDの設置状況はどうなっているのでしょうか。また、救急車が現場に到着する平均時間は何分ぐらいかかるのでしょうか。およそ1年間で心肺停止患者がどれくらい搬送されたのか。また、その後の経過も、よかったら教えていただきたいと思います。

また、AEDについては普及と同時に一般市民への周知が必要であると思われます。このいろんな機会に講習会を行い、心肺蘇生法とセットでAEDの扱い方を一人でも多くの市民が学び、居合わせた人の行動によってかなりの確率で大切な命を守ることができると考えられます。講習についての今後の取り組みをお聞かせください。人命は何より大切に、優先されるべきであります。関係機関への周知と協力が得られるような方策を講じていただけるよう要望いたします。

3点目に、アスベストについてお伺いいたします。

このアスベスト問題が大きく取り上げられ、中皮腫による死亡など、健康被害が表面化している事態を受け、政府は早急なアスベスト対策に着手してきました。そして、今月初めにアスベストの健康被害者を救済する新法案の大綱を決めました。世界で石綿の発がん性が認定されたのは1970代、日本でも危険性を確認していましたが、対策に手つかずのままだったために被



害が拡大しました。その責任からも、懸命な取り組みが望まれます。そして、新たに被害を拡大させないことに対してもきちっとした取り組みを望むものです。

先月の臨時会において市内の公共施設を調査した結果、1中学校と2つの小学校にアスベストが見つかり、対策を施すこと、また市役所前の立体駐車場と肱北駐車場の吹きつけはアスベストを含むものでないこと、今後もアスベストが確認された場合は順次対応をするとの説明がありました。今後も調査結果については市民に知らせ、適切な対応を願うものであります。

ただ、このアスベストは熱や酸、アルカリに強く、断熱材や保温材などとしてもすぐれていることから、例えば、給食に使われております回転がまの底にも使われております。自治体によってはそのとらえ方が、人体に影響を及ぼす基準値ではないので使用可能にしているのか、また子供の健康を最優先で、アスベストが使われているものすべてを取りかえていくのかということに異なっております。市の財政状況もありますが、とりわけ静かな時限爆弾と言われておりますこのアスベストを、市はどのようにとらえているのでしょうか。また、これからは公共施設だけでなく、民間の建築物などのアスベスト使用状況調査やサンプル調査も実施していかなければならないと考えます。

そこで、まず健康被害者の対応とともに、市民の不安解消のために相談窓口を設置し、相談に応じることが必要と考えますが、その状況と対応を教えていただきたいと思います。そして、サンプル調査をしたいと申し入れのあった場合には助成措置の取り扱いはできるのでしょうか。

また、市民の目には、吹きつけがすべて人体に有害なアスベストであると認識している人も多く、不安をあおることはないのですが、きちっとした形で市民への状況説明や、報告、周知は必要であると思われます。安心できる情報を

ホームページや広報など、何らかの形で公表すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

最後に、栄養教諭についてお伺いいたします。

食の大切さは幼児期からの学習体験が重要と言われております。文字が読めず計算もできない幼児期から、自分の体にいい食を賢く選び、上手に組み合わせていける知恵を育てることが食育であると言われます。

ことし6月に食育基本法が成立したことから、食育という言葉をよく耳にはします。多くの人がこの食育に関心を持っはいるのですが、7割以上の方が食育の意味を知らないのが現状であります。飽食の時代、また豊かであるにもかかわらず偏った傾向に陥りがちな現在の人の食生活の乱れから、成人病などの病気がふえております。この食生活の乱れは子供たちにもさまざまな影を落としております。成長期にある児童・生徒にとって健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであります。

しかし、以前から心配されておりますように、朝食をとらないなど、食習慣の乱れや肥満の増加、逆に過剰なダイエットに走る子供の増加、食物アレルギーなど、食生活を取り巻く環境の変化があります。肥満傾向児がふえ、学校保健統計検査によれば、小学校6年生男子では、昭和52年には6.7%が肥満傾向であったものが、平成14年度には11.7%と、ほぼ倍増しております。反面、やせ願望の低年齢化も進み、平成14年度の厚生労働省の調査によると、不健康にやせている女子は中学3年生で5.5%、高校3年生で13.2%にも上っております。栄養と脳の発達や心の健康との関係も指摘されております。

また、子供たちの食をめぐる問題で指摘される、ふえ続ける食物アレルギーへの対応も重要な問題です。本来栄養となるべき食べ物が原因でアレルギー症状を引き起こす食物アレルギー

は、適切な医療とともに学校給食など、幅広い対応が必要な疾患であります。

そこでまず、この食物アレルギーの児童・生徒は大洲市にはどのくらいの方がいらっしゃるのでしょうか。そして、その学校給食における対応もお聞かせいただけたらと思います。

このような背景の中、ことし4月に学校における食に関する指導を充実し、児童・生徒が望ましい食習慣を身につけることができるように、新たに栄養教諭制度が設けられました。この栄養教諭は、栄養に関する専門性と教育に関する資質をあわせ持つ教育教員として、家庭科の時間などで食に関する指導を充実していくことに期待をされております。大洲市では栄養教諭の配置にどのように取り組まれているのか、お聞かせいただきたいと思います。

子供たちが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方など、食の自己管理能力や望ましい食習慣を子供たちに身につけさせていけるよう、家庭への働きかけや啓発運動も重要かと考えます。ぜひ未来の宝である子供たちの心身の健康増進のためにも、栄養教諭の配置を御検討いただきたいと考えます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、榊田議員さんの御質問にお答えをしたらと思います。

まず、子育てのことですが、これは本来教育委員会の範疇でございますが、あえて市長の見解を求めるということでございますので、可能な範囲お答えをしたいと思います。それから、図書館の建てかえ、AED、この3点について、私の方から御答弁を申し上げたい、このように思っております。

教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家

及び社会の形成者として、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行うことであるということは、教育基本法に示されているところでございます。大洲市の将来を担う子供たちへの教育につきましては、知・徳・体、今議員さん言われたように、最近はこの上に食育が加わりまして、そういうものを兼ね備えた豊かな人間性の育成や、みずから学び、みずから考える力などの生きる力をつけることにも主眼を置いて、現在行ってもらっておるところでございます。

私といたしましても、お話にもございましたように、少子・高齢化社会が顕著に進んでまいっておる昨今でございますが、いかに少子化を防ぐ手だてはあるのか、それからどうしたら子育てのお母さん方の支援が、また今はお母さんだけではございません、父子家庭というものも、ある程度あるようでございますので、そういうものの支援がしていけるのか、こういうことを真剣に考えていかないと、大洲市の将来のみならず、これは日本国の将来に、先行きが、子供たちが育っていただきませんと、なかなか問題点が多いんではなかろうか、そういう社会的現象は最近も、先ほどお話もあったとおり、もう顕著にあらわれておるところでございますので、十分に心していかなければならない問題だという認識をしております。

そういう意味におきまして、具体的御提言として、子供議会をやってはどうかという御提言でございましたが、子供たちに活躍の場を与えることは、子供たちが自分の町のことをみずから考える時間であり、子供にとっては成長過程における貴重な体験となるものでありまして、市行政にとりましても、子供の視線で率直な意見を出してもらおうということは、子供たちがどういうふう到大洲市を見ておるかということで非常に大切だと思いますので、今後も検討してまいりたいと思っております。

ただ、旧大洲市におきましても、かつて子供

議会は2回やっておられます。ちょうど市制施行30周年の一連の行事として、昭和59年に模擬市議会ということで、小・中学生を募りまして、古い庁舎でございましたがやられております。それから、平成9年に、中学生を今度は対象に子供議会、2回子供議会をやられとる経緯がございますので、新市に合併をしたという節目を迎えております。この時点に、第3回目をまたやってみるのも、一つの方法ではなかろうかというふうに、前向きに考えておるところでございます。

私としましては、当時もう既に昭和59年ですから、かれこれの御年齢に、そのときに登壇をされた子供たちもなっとるわけでございますが、そういう経験者も、かつての、どういうふうに今育っておられるか、どういうふうにその当時の思い出を持っとられるか、そんなことも聞いてみるのも一つの、我々もやりっ放しでなしに、追跡調査と言うたら失礼になりますが、ということの御意見を聞いてみて、やっぱりみるのもまたいいのではなかろうかというふうに思っておる次第でございます。

いずれにしても、教育の充実により人材を育成し続け、本市の安定的な発展につなげてまいりたいと考えておりますので、引き続き議員さん各位の御理解と御協力を賜りますよう、この点につきましては、特にお願いをする次第でございます。

それから、男女共同参画社会と言われて久しいわけでございますが、梶田議員さんみずからも言われましたように、次なる機会にはぜひ紅一点でなしに紅二点になりますように、議会へもひとつ女性の立場から、1.29でしりすぼみになっていけません、子供たちをつくって、そして育てていただきますような環境づくりの応援を、一緒になってしていただきたいというふうに、これは希望をする次第でございます。

それから、図書館の建設についてでございますが、これは皆さん、多くの議員さんから、

また市民の皆さんからも言われとる問題でございます。現在の進捗状況はどうなっとるかという御質問でございますが、この建設につきましては市民の生涯学習活動を支える最も基本的な施設でございます。早急に取り組むべき事業と考えております。現在、新市建設計画の中に主要事業として、整備計画を位置づけておるところでございます。今後、整備検討委員会を立ち上げまして、幅広い御意見を拝聴しながら、高度情報化社会に対応するシステムを初めとした、広範囲になりました大洲市全体の市民のニーズに即したサービスはどうあるべきかということなどについて協議を行うとともに、御質問にもありましたような他の施設との併設などについても、十分検討していただきたいと考えております。私は建物そのものにこだわるだけでなく、4地区の長浜、肱川、河辺地区も含めました図書館機能がいかに有機的に活用でき、市民の皆さん方に幅広く利活用してもらうかという点にウエートを置いて考えていきたいというふうに思っております。あわせて、本年度から2年間で策定をします大洲市総合計画の中でも、調整を図っていきたいというふうに思っております。

それから、現在の図書館は、合併4地区いずれも、私自分みずからが訪ねてみましたが、老朽化がいずれも進んでおりますことから、早急に再整備することが必要だというふうには思いました。

議員さんも御承知のとおり、公共施設全体の事業費の縮減、見直しが迫られている折でございますので、若干時間は必要かと思いますが、いずれにしても最優先をして、この問題は取り組んで解決をしていくという認識には変わりございませんので、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

それから、AEDの問題についてでございますが、これもきのうも御質問がありました。この件につきましては、担当からきのう御答弁し

たとおりであります、この程度のことを、早く具体的の方針を立てて言うたらどうだという話だと思います。来年度の当初予算で5台ぐらいいは整備していきたいというふうに思っております。これも使い方さえわかったら大分がいいんでしょうが、なかなか予算的にもありますので、とりあえず5台くらい設置をして、救急車が現場に到着するのにどのくらいかかるのかという御質問ございましたが、地域差はありましようが、平均で8分ないし9分という報告を受けております。心肺停止患者の搬送については、ことし大洲市では56件あったそうでございます。AEDを使用したのは、そのうち3件、お一人は無事退院されたという報告を受けております。ですから、まだまだその目的に達しておらない、設置もできておらないわけですが、まだまだこれからということが実態だというふうに思います。

それから、講習会等をやって、みんなが理解をせないけんという話でございますが、現在普通救命講習の中で心肺蘇生法とあわせて実施してはおりますが、今後はこの講習を市の職員はもちろん、これを設置していく施設の職員を初め利用者の方々にも受講をしていただくように、門戸を開放して取り組んでいきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、心臓停止、呼吸停止といった場合には、最初の1ないし2分が最も大事だと聞いてきております。AEDは、先ほどもるる説明がありましたように、比較的講習を受けたら簡単に扱えるようでございますので、私も含めまして、そういう講習も受けて勉強してまいりたいと、このように思っとる次第でございます。

後の問題につきましては、教育長以下御答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○城戸良一建設農林部副部長 議長

○清水久二博議長 城戸建設農林部副部長

〔城戸良一建設農林部副部長 登壇〕

○城戸良一建設農林部副部長 それでは、私の方からはアスベストについてお答えを申し上げます。

まず、相談窓口の状況と対応についてでございます。アスベストの問題につきましては、石綿障害予防規則や大気汚染防止法などさまざまな法令により規制がなされており、専門的な知識が必要とされます。このようなことから、一元化された相談窓口の設置は難しいと考えております。国や県におきましても、県に総合窓口はあるものの、健康や環境汚染に関することは保健所、住宅等に関することは土木事務所、労働安全、衛生に関することは労働基準監督署など、それぞれに窓口を設置している状況でございます。

大洲市では、アスベストに関する調査は建築住宅課が担当いたしておりますので、市民からの問い合わせにつきましても、当課が窓口となります。

しかし、この問題は、それぞれ専門的な分野となりますことから、国や県などの専門的な機関の窓口を御紹介する程度の対応となっているのが実情でございます。現在まで市民からの相談につきましては、隣家の解体によります問い合わせが1件ございました。具体的な相談は、まだ受け付けておりませんが、この問い合わせに対して、八幡浜労働基準監督署へ連絡をし、解体業者の事情聴取を行っていただき、その結果を市民の方に御報告をいたしております。本市といたしましては、現在の状況から、今後におきましても現状の方法で対応してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、サンプルを調査する場合の助成措置についてでございます。アスベスト含有の可能性がある吹きつけ材の使用の可能性のある建物につきましては、材料の特性から、建物の構造や用途がほぼ限定されてまいります。一般的には、鉄骨建物の耐火被覆材としての吹きつけ、

また鉄筋コンクリート建物等の断熱や吸音対策として吹きつけされます場合であり、木造住宅で使用されることは非常に少ないと考えております。

これらのことから、大洲市内で該当する建物は、数も限定されるものと判断をいたしております。県下の20市町でアスベスト含有調査の補助制度が設けられていますのは、西条市の1市でございます。その西条市では、住民の方々の相談により調査いたしましたところ、1件が該当し、補助制度を利用したとのことでございます。

以上のような実態を考慮し、大洲市におきましては、現在のところ補助制度を設ける、まだ予定はございませんので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、市民の状況説明や報告などについてのお尋ねがございました。

大洲市では、アスベスト対策に対し対応ができる専門職員が配置されておられません。これらの問題につきましては、報道などにより多くの情報が出されておりますが、専門的な職員がおります国や県のホームページにアクセスし、情報を得ていただくことが確実と考えております。その中で、市の施設につきましては、現在サンプルを採取し、調査をしているものがありますが、完了次第、公表する予定でございますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○叶本正教育長 議長

○清水久二博議長 叶本教育長

〔叶本正教育長 登壇〕

○叶本正教育長 それでは、私の方からは子育て支援について、放課後の児童の安全についてでございます。

児童の放課後の安全確保につきましては、きのう宮本議員さん、それから二宮議員さんの御質問で答弁しましたように、学校としてできる

最大限の努力を各学校にお願いしているところであります。まず、下校時の安全確保につきましては、集団下校で帰すことを基本にして、児童の安全を確保したいと考えており、あるところまでは教員が見守ることなども検討中であります。

しかしながら、児童数の減少に伴い、市内の学校においては教員の数が減っており、毎日継続することも困難な状況にあり、地域全体での見守り支援が必要であると考えております。

なお、通学路の安全マップ作成につきましては、現在小学校12校で作成済みとなっておりますが、未作成のところでもできるだけ早い時期に、子供と話し合いをしながら作成するよう指導しているところであります。

次に、放課後家に帰ってもだれもいない子供については、現在も保護者の迎えがあるまでは学校にいさせる措置をとっており、現段階ではそれを継続していくことで対応したいと考えております。

梶田議員さんの御指摘のように、学童保育を教育サイドで積極的に行うことについてであります。放課後は教材研究、学習状況の点検、音楽やスポーツの指導、研修会や研究会などがありまして、学校が計画して教員が実施する子供の居場所づくりは困難な状況でありますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、学童保育につきましては、現在福祉の分野が中心となって進めていただいておりますので、教育委員会としましては十分連携を取りながら協力をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは栄養教諭制度についてお答えをいたします。

まず、食物アレルギーを持つ児童・生徒の実

態についてでございますが、大洲学校給食センター関係では幼稚園1名、小学生15名、中学生14名、長浜給食関係では中学生1名、河辺給食センター関係では中学生1名、肱川関係はなしというような状況となっております。

その対応策といたしましては、長浜、河辺給食センターでは、全体で扱う食数が少ないこともありますので、除去食あるいは代替食を提供することで対応をいたしております。大洲学校給食センターでは、パン、牛乳アレルギーの児童・生徒につきましては、それを献立から外すこと、その他のアレルギーを持つ児童・生徒につきましては、個人別にアレルギー食品が入っていることを表示した献立表を送ることで、対応をいたしております。

次に、栄養教諭制度の取り組み状況についてでございますが、食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、子供が将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事の取り方などについて正しい知識に基づいて、みずから判断し、食をコントロールしていく食の自己管理能力や望ましい食習慣を子供たちに身につけさせることが大切となっております。

このため、議員さん御指摘の学校における食育の推進に中核的な役割を担う栄養教諭制度が創設されたところでございまして、このことにつきましては学校に周知を図り、受験の資格を有する学校栄養職員には、受験を進めているところでございます。ただ、栄養教諭につきましては県費負担教職員でございまして、その任用と配置につきましては、県の教育委員会の判断ということになりますので、この点につきましては御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

~~~~~

○清水久二博議長　しばらく休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

午前11時47分　休　憩

~~~~~

午後1時00分　再　開

○清水久二博議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長　大野新策議員の発言を許します。

○29番大野新策議員　議長

○清水久二博議長　大野新策議員

〔29番　大野新策議員　登壇〕

○29番大野新策議員　日本共産党の大野新策であります。私は発言通告に基づきまして、市長を初め担当理事者に順次質問を行ってまいりたいと思います。

第8回大洲市議会定例会は、改選後初めて開かれる定例会であります。私は5万市民の皆さん方の暮らしと福祉を守り、格差のない地域づくりのために、改めて奮闘することを決意を述べて、順次質問に入りたいと思います。

まず、市町村合併に伴い、重要課題を進めるためには、旧4市町村に15人の地域審議会委員を選任するという提案をされました。時間も経過をしましたけれども、現在地域審議会がどうなっているのか報告もありません。審議会の仕事は、第1に新市建設計画の変更に関する事項、第2に新市建設計画の執行に関する事項、第3にその他市長が必要と認める事項を諮問をし、答申を出すとして、3支所長が推薦すると答弁をされております。今になっても委員の構成やその後の活動などについて明らかにされておきませんので、現在どのようになっているのか、現状をまず伺います。

2点目は、合併に伴い、市町村の職員の給与の調整の現状と統一した体系づくりの基本的な考え方について伺いたいと思います。

1月11日に、大洲、長浜、肱川、河辺の4市町村が合併をして、新しい大洲市が発足をしました。合併と同時に、旧市町村の職員は新市の

職員として移行しましたが、給与は従来の町村職員のままの待遇が現在も続いていると言われています。議員の歳費は旧大洲市に統一をされました。合併協議会の合意書では、5カ年間で順次統一を図ると言われておりますけれども、日常的に一番住民と接して、市政推進の先頭に立つ職員の待遇改善を行う必要が私はあると思います。現在どのように給与改定の検討がされているのか、現況と基本的な考え方を伺いたいと思います。

3点目に、地方税滞納整理機構について伺います。

県は、平成18年4月から県内の全自治体20の市や町を加入をさせまして、徴収専門の組織、愛媛地方税滞納整理機構を設立すると言われております。この組織は、愛媛県下における税の公平性の確保及び滞納額の縮減を図るために、市や町の単独では処理が困難な事案を引き受けて、財産の差し押さえや公売による差し押さえ財産の換価などの滞納処分を前提に滞納整理を行う、そういう組織だと説明をされております。確かに、機構ができれば滞納額の解消は進むと考えられますけれども、悪質などと言われる滞納者と、納める意思はあるけれども納められない滞納者もおられるわけでありまして。強制が伴う機構の設置には問題があると考えます。

そこで、伺いますけれども、1つは大洲でどのような対応を考えておられるのか。機構では、年間840件を処理する計画で、個人県民税、市町村民税と国保税を含めた徴収を行うとしております。大洲市は、機構に持ち込む件数と滞納額をどれだけ試算をされているのか、具体的に説明を求めます。

2つ目は、機構の職員は市町職員10名を派遣させる、給与は派遣自治体が負担するとなっております。既に、機構に対して準備のためということで、大洲市は職員を派遣していると聞いておりますけれども、機構が正式に発足をする4月以降、大洲市の職員派遣はどのようになる

のか、伺いたいと思います。

4点目は、暮らしと福祉の充実を求めることについてであります。この項では、老人福祉と乳幼児、児童福祉について伺いたいと思います。

私は6月議会で10月1日から介護保険に居住費、食費の負担制度が導入されて、入所者や施設利用者のうちで、負担がふえる人や、また施設にどのような影響が出るのか。施設利用者の負担構成で第3段階、市町村民税非課税世帯で年金収入など80万円以下の人から新たに第4段階、市町村民税課税世帯に分けられて第4段階になって負担がふえる人はどうなるのか。現在の介護負担基準額、大洲市では月額3,383円でありますけれども、第3期計画ではどうなるのか、質問をいたしました。

現在、要介護3で西予市の老健施設に母を入所させている方から、10月1日から食事代が1,380円になった。部屋代320円がふえて、その他の経費を入れると、1日に2,843円になる。1カ月5万5,000円で済んでいたが、3万円ふえて8万5,290円になった。母の年金もあるので今は何とかなるが、これからのことを考えると心配でたまらない、こう訴えられました。10月1日の法の改正、私は改悪だと思いますけれども、大洲では特老の入所者や施設利用者などの負担がふえて退所されるなどの問題は出ていないのか。また、今後施設運営などに問題は出てこないのかも伺いたいと思います。

また、市内の老健施設などの実態をどのように把握をしておられるのかも、あわせて伺いたいと思います。

また、第3期計画案は現在どのようにまとめられているのか、現状と計画はいつ発表されるのか、改めて伺いたいと思います。

次に、4歳未満児の医療費無料化について、改めて伺いたいと思います。

私は3月と6月の定例会で、現在3歳未満児の医療費無料化が行われているけれども、1歳

引き上げて4歳未満の児童の医療費無料化を、少子化対策事業、子育て支援事業としてぜひ実現すべきだと要望して、その対応について質問を行いました。12月議会は平成18年度予算の編成前の議会でもあります。改めて要望と質問を行います。

隣の八幡浜市、四国中央市では、既に4歳未満児の医療費は無料になっております。父母の皆さんからも大変喜ばれております。大洲でも一日も早く実現をしてほしいと言われているのが現状です。現在、3歳未満児の医療費無料化は国の制度で行われており、1歳引き上げるのには市の単独事業でないとできない。引き上げるためには年間2,050万円が必要だ、市の負担増になるので国の制度で実施されるのが望ましい、国には要望をすると答弁をされたところでもありますけれども、その後国への要望がされてきているのか。また、平成18年度予算編成に向けて、担当課では新年度予算編成にどのように要望され生かされようとしているのか、伺いたいと思います。

次に、児童手当の年齢引き上げ問題について問題点を指摘し、質問を行いたいと思います。

児童手当が現行の小学3年生から6年生までに拡大をされる、2006年度予算から関係予算をつける方向で、自民党と公明党の合意で決まったと報道がされたところであります。児童手当の拡充は大変喜ばしいことであります。内容を見ますと、公明党は小学校6年生まで児童手当の拡充をさせるのと引きかえに、来年度の通常国会で、自民党が防衛庁を省に昇格させる関連法案を提出することを容認をする。教育基本法の改悪法案の提出も認める。このことと引きかえに小学校6年生までの児童手当が拡充されることになると、マスコミは一斉に報道をしております。

報道で指摘されているとおりに、憲法改悪につながる法案との引きかえで、児童手当の引き上げが行われるとするなれば今後に禍根を残す

もので、私は大変問題だと考えます。これまで児童手当の財源というのは、3歳未満児は国が20%、地方が10%、事業主拠出金70%、3歳以上は国3分の2、地方が3分の1の負担で、2005年度予算では6,425億円、そのうち国の負担が3,279億円となっております。支給年齢を拡大した場合、年間約2,200億円が新たに必要になる。また、公明党の皆さんが要求しているように、所得制限を緩和するならば、それに1,220億円の予算が必要になるということも説明をされています。

そこで、伺いますけれども、三位一体の改革で、来年度から国の負担割合は3分の2から3分の1に変更され、地方の負担は倍になると言われています。実施されれば、大洲市の新たな負担はどのようになるのか、また試算をされているのか、説明を求めたいと思います。

5点目は、市民の働く場所づくりについてであります。

まちづくりの中心が東大洲の拠点地区に置かれ、スーパーや系列事業所の進出で目覚ましく発展しておりますけれども、旧商店街ではシャッターがおりる状況が続いてきております。市民の皆さんからは、どうにかならないのかと言われる状況が久しく続いております。そのような中で、大手と言われる建設企業も事業を順次縮小をしているのが現状であります。

また、コカコーラ大洲事業所が移転をする、松下寿電子も事業を縮小しながら、二、三年のうちには本社工場に移転すると言われて、市民の中に不安が増してきています。うわさならよいのですけれども、もし事実そのような動きがあるのならば、市内の最大手企業として地域経済に及ぼす影響はもとより、多くの労働者の働く場所がなくなることになるわけであります。私は、合併して初めて開かれました臨時市議会で大野市長職務執行者に、松下寿電子の南宇和工場の閉鎖に伴い、大洲工場でも大規模なリストラが行われていると指摘をして、再就職を初

め企業の社会的責任を果たすように求めるべきだと指摘をして、所信をいただきました。大野市長職務執行者も、市民の働く場所づくりに市を挙げて取り組むと答弁をされ安心をしましたけれども、現在もハローワークは職を求める人たちでいっぱいであります。市長は現状をどのように把握しておられるのか伺いますとともに、今後の対応について所信を伺いたいと思います。

もう一点、大洲市は合併当初、人口5万2,118人で発足をしましたけれども、本日の報道を見ますと、5万人ちょっとという状況になってきています。この1年間の間に約2,000人の人口が減るということになるわけでありますけれども、要因は何か、どのように把握されているのかも、あわせて伺いたいと思います。

最後に、その他市政について、教育委員会に2点質問をしたいと思います。

まず、学童保育の問題であります。

現在、喜多小学校校区で学童保育が行われており、対象児童の親御さんからも喜ばれております。市内の小学校校区で学童保育の開設は、要望アンケートを実施をして、要望の強いところから実施したい、答弁をされてきました。教育委員会では、今アンケートを集約をしているということでありますけれども、途中経過の集計表を私はもらいました。大洲小学校29、平小学校15、菅田小学校14、新谷小学校11と、喜多小はもとよりでありますけれども、市街化が進んでいる地域で学童保育の要望が強く出されています。教育委員会では、アンケートの結果に基づきまして、新年度からどの小学校校区で学童保育を開設するよう審議をしておられるのか、取り組みの現状と今後の計画について伺いたいと思います。

2点目は、市立図書館の建設について、現在どのように審議をされているのか、伺いたいと思います。

合併前には、市立図書館の建設というのは、

大洲市の最重要課題だと認識をしている、市民の意見も広く集約して建設をしたいと答弁をされましたけれども、合併後、図書館建設について新たな動きは見えてきておりません。図書館は市民の文化水準をはかるバロメーターでもあります。現在の図書館が手狭で、利用者には不便な施設であり、また古くなって雨漏りなどの修理にも多額の費用がかかる、そういう施設になっていることは、関係者の皆さん方はよく御存じのとおりであります。市内の各団体や利用者からも、早く建設をしてほしいと言われておりますけれども、現在どこまで計画が進められているのか、また審議されているのか伺いまして、私の通告による質問を終わります。ありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、大野議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、地域審議会について、それから図書館の現在の模様について、それからもう一つ、市民の働く場所に関してパナソニックのこともお触れになりましたんで、その3点について私の方から御答弁を申し上げたいと思います。

まず、地域審議会の件でございますが、議員さんも御承知のとおり地域審議会につきましては、合併によりまして住民の意見が合併後の新しい市の施策に反映されにくくなるのではないかと懸念に対応して、施策全般に関し、きめ細かに住民の御意見を反映していくことができるよう、合併特例法に基づき創設をされたものでございます。審議会の業務といたしましては、関係区域に関する事務事業について審議、答申いただくことになっており、その諮問事項といたしましては、議員さん御指摘のとおりでございます。

委員の選任方法につきましてでございますが、合併4市町村長の協議におきまして、地域

審議会担当部長が候補者を調整し、新しく市長が選任することになっておりまして、長浜地域、肱川地域、河辺地域の審議会につきましては、地域の実情につきまして一番実情を踏まえております当該支所長が候補者を推薦するということになっておるわけでございます。

なお、委員の構成でございますが、公共的団体の役職員等及び学識経験者の選考に当たりましては、地域性や活動をされているいろんな分野に配慮いたしまして、福祉保健、商工観光、農林水産、教育文化等、幅広く選考を行っております。

また、男女共同参画社会の形成に向けまして、3割以上の女性の登用などの事項を考慮いたしますとともに、できるだけ地元の生の声をお聞きしたいということで、施策に反映できるような形で、その人選に配慮して、大洲市が設置しております他の審議会等の委員さんとはできるだけ重複しないように、同じ人があれもこれもという審議会に重複しないように、団体の役職等に余りこだわらず、幅広く建設的な意見を出していただくような方を人選をしようということをやってきたところでございます。

次に、現状は我々にも詳しく報告がないじゃないかというお話でございましたが、ここで申し上げたいと思いますし、その過程の中でなかなか個人情報の問題、今は名簿すら余り、出すことをお諮りをして同意を得ませんと、勝手に電話番号とか住所とか所番地とかというものも、1枚のものにしてコピーをだだだ流すようなことができないような時代になりまして、大変その点では非常に扱いに苦慮いたしております。

きょうも実は決裁する段階で、成人者の名簿すら、余り今は公に受付でばあばあ配るのはよくないということになるそうでございます、そこら辺も十分配慮してやらないけんということだそうでございます、大変そういう意味では難しい時代になったなと思いつつやっておる

ところでございます。

現状でございますが、今年度の地域審議会につきましては、11月14日に旧大洲市の分でございます大洲地域審議会を開きました。続いて、18日には長浜地域の審議会をやらせていただきました。24日に肱川地域の審議会、25日に河辺地域の審議会ということで、それぞれ第1回目のスタートは切らせていただきました。会長さん、副会長さんも円満に互選していただきまして、まず第1回でございましたんで、審議会の概要、新市建設計画の概要、それから一番頭でございます大洲市総合計画の策定スケジュール等、大洲市の財政状況、今大変厳しい厳しいと言っておりますが、何ゆえにどういうことで厳しいのかという経過も踏まえまして、1項目とって御説明をしたところでございますが、重々御説明を申し上げました。そうして、いよいよ第1回のスタートを切って、まだまだその意見がぼんぼん出たわけではございません。第2回からそれはまさに出てくるであろうと思いますが、まず輪郭をのみ込んでいただいたところでございます。今後それぞれの審議会におきまして、地域の事務事業に関しまして御審議をいただきまして、前向きな御意見を期待しているところでございまして、計画的な開催計画など、円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員さん各位におかれましても御理解、御協力をここで改めてお願いする次第でございます。

それから、議員さんお尋ねの図書館の関係でございますが、これは本日も、先ほど榊田議員さんにお答えしたとおりでございます、整備検討委員会を立ち上げまして、大洲市総合計画の中でも調整を図っていった、これを、申し上げましたようにやっていきたいと、最優先してやっていきたいというふうに思っております。

それから、水族館の問題があるわけでございますが、もう一つ。これも言ったじゃないかというお話もあるわけでございますが、長浜支

所内に職員によります検討班を立ち上げたところでございます、これから構想に手をつける段階でございますが、まだまだ財政的なこともございまして、相当の年数はかかると思っておりますが、身の丈よりはやや背伸びをしたような程度のものは目指して、計画的に、本気でこの問題も取り組みをしていきたいというふうに思っております。

いずれも市民の皆さんの期待の大きい、そして早急に対応せねばならない、特に図書館については認識しておりますので、まずそこら手をつけていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、先ほど言いましたものの松下寿さん、パナソニックと社名変更されておりますが、こちらの問題につきましては、一番大洲市にとりましても、どっちになっても一番ウエートの高い、インパクトの強いことございまして、もう言われるとおりでございます。

私もかねがねトップの方にお会いをしたいと、就任のあいさつ方々、今後のこともあるんで、なかなか議員さんも言われましたように、昔は四国での会社であったわけですが、先代の社長さんお亡くなりになりましたから全体でのことになるとるそうございまして、大洲の出先のトップあたりではなかなか将来のことまでは知り得ない、わからないところがあるというのが正直な、会ってお話をしましても、ことございまして。で、できればもう一つ上の段階で会ってもらったらそこら辺がつかめるかもしれないということでございましたんで、アポイントをとりよったんですが、なかなか向こうも、背景が背景でございますんで、両方の調整がつかなかったんですが、あさってですか、会えるようなことの段取りになりましたんで、就任あいさつ方々お会いをして、そして私の大洲市で工場をおつき合いをいただいとる背景の問題や今後のもろもろも話して、やりとりをしとる中で、また感触もつかめましょうし、私の気持ち

も伝わるんじゃないかと思っておりますんで、ぜひとも時間をとってもらってお会いをして、今後のことに話も進めさせていただきたいというふうに思っております。いずれにしましても、ほかの事業所についてもあるわけでございますが、一番やっぱり重要な位置づけという点では松下寿さん、ああいいう大洲盆地のど真ん中におってもらいますし、過去の歴史もあるわけでございますんで、このことについては今までにもない早くお会いをして、そういうことからまず始めにゃいけんということは十分認識しておりましたんで、早速会っていただけるということでございますんで、私の偽ざる気持ちをおつなぎをして、また感触をつかんで帰って、また皆さんにもつなげるような話になりましたらおつなぎをしたいと、このように思っとる次第でございます。

他の問題につきましてはそれぞれの担当の方から御答弁申し上げますんで、よろしく願いしたらと思います。

○小島健市企画財政部長 議長

○清水久二博議長 小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長 登壇〕

○小島健市企画財政部長 それでは、私の方から市民の働く場所づくりについて、旧松下寿の基本的な状況については、今大森市長の方で御答弁申し上げましたが、少し具体的に私の方から再度御答弁をさせていただきたいと存じます。

まず、本市の雇用情勢の指標でございます大洲公共職業安定所管内の有効求人倍率でございますが、10月末現在で0.66%となっております。昨年度の10月末の0.57%に比べますと若干の回復が見られるわけでございますが、まだまだ厳しい状況にあると認識しております。

全国と本県の有効求人倍率を見ますと、10月末現在で、それぞれ国0.98、県が0.85倍でございます。1年前がちょうど全国が0.92、県が0.79倍となっておりますので、1割を割り

込んでおりますものの、比較的高水準で推移をいたしておるわけでございます。

本市におけます雇用情勢の低迷につきましてはさまざまな要因が上げられますけれども、中でも先般の旧松下電器工業株式会社、現在のパナソニック四国エレクトロニクス株式会社ですが、大洲地区によります早期希望退職実施の影響が、その大きな要因の一つであるというふうに考えております。

市の施策といたしましては、早急な雇用対策が必要でございますので、関係機関と各種情報の収集などを引き続き行っているところでございます。

大野議員さんの御質問のありましたコカコーラボトリング株式会社の大洲営業所の移転の件でございますが、このことについては、現在のところ移転に関します正式なお話については伺っておらないのが現状でございます。御承知のように、久米川の築堤工事も事業化をされまして、今後西大洲地区の治水の安全度も高まってまいること等もございますので、市といたしましてはぜひ本市にとどまっていただきますように、大森市長みずから機会を見て強くお願いをするなど、働きかけを行ってきている状況でございます。

旧松下寿のパナソニック四国のことにつきましても、先ほど市長の方から話ししましたが、大洲市にあります大洲地区に関しましては去る10月18日に会社を訪問いたしまして、大洲の地区長さん、それと人事の担当者の方と労働組合の委員長さん、その方々と、大森市長の方がみずから懇談をされまして要請を行っておりますけれども、その時点での移転のお話はなかったというふうに聞いております。先ほどありましたように、また年内にも東温市の本社の方に市長が訪問する予定としておられるようでございますし、またコカコーラボトリングに関しましても、本市で存続をしていただけるように努力をしてまいりたいというふうに考えており

ます。

また、会社におきましては、旧松下寿の早期退職社員の再就職支援の一つといたしまして、民間の再就職支援会社に委託をされて、離職者の方々の就職支援を実施されておられます。

離職をされた方々の再就職の状況でございますが、今月の9日現在で、再就職支援会社に登録のありました174人のうち、84人の方々が再就職をされているというふうに聞いております。また、大洲公共職業安定所に求職申し込みのありました、253人いらっしゃいますが、その中で94人の方が11月末現在で再就職をされているというふうな状況でございます。

再就職の傾向といたしましては、男性の方はこれまで経験をされた職種において再就職をされている方がほとんどであるというふうに聞いておりますが、女性の方については販売とか事務などの、これまでと違った職種を希望される傾向にあるようでございます。

市といたしましては、大洲公共職業安定所が松下寿の離職者を対象といたしまして、今年6月16日から9月15日までの3カ月間開催をされました、御承知の介護ヘルパー等の資格取得を目的の介護労働講習、この際におきましては市の公共施設会場を提供するなど、行政としてできることはこれまで積極的に協力、支援に努めてきているところでございます。

しかしながら、企業の方も生き残りをかけまして実施をされておりますこのような最近の改革については、今日の厳しい経済状況を受けてのものでございまして、根本的には経済状況の回復を待たなければ解決でき得ないものではないかと思っておるところでございます。このような厳しい状況下にあるわけでございますが、市といたしましては、今後におきましても関係機関との連携を図りながら情報収集などに努めますとともに、行政として、先ほど申しましたできる限りの支援に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存

じます。

それと、国勢調査の人口のことが御質問ありましたけども、けさの新聞で報道されておりました今年度の国勢調査の人口の速報値がきのう県の方が発表されているようです。状況を申し上げますと、まだこれ速報値ですので、若干数字が変わる場合がございます、正確には来年になります、確定するのは。現在の速報値といたしましては、大洲市5万785人でございます。したがって、1,977人、5年前から見て減っておりまして、減少率が3.7%の減少となっております。

周辺の市の状況でございますが、これもちょっと多少変わるかもしれませんが、聞き取りをした状況では、八幡浜市さんが6.7%のマイナス、西予市さんが4.8%のマイナス、宇和島市さんが6.5%のマイナスというふうに、全体的に減少傾向でございます、報道によりまして、ふえておりますのは松山市を中心とした2市2町でしたか、というなことで、あとは軒並み減少というふうなことで報道を聞いたところでございます。

これの結果についてはまだ調査の途中でございまして、正確には分析をしておらないところでございますが、一つには、御承知の少子化の急速な進行の問題がございますし、また先ほど来出ております、企業の統廃合などによりまして雇用の場の減少といったことなどによりまして自然動態とか社会動態、ともに減少傾向にあるために、このような厳しい数字になっているのではないかというふうに、現在のところ考えているところでございます。このことについてはまだ途中でございますけど、御報告をいたします。

以上、答弁いたします。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○清水久二博議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 私からは介護保険、

乳幼児医療費の無料化及び児童手当についてお答えをいたします。

まず、10月、介護保険法改正によります関係でございますが、介護保険法の改正によりまして、ことしの10月から施設サービス等の食費、居住費につきましては保険給付の対象から除き、自己負担化されました。この改正によりまして利用者の皆さんの負担が増加することから、低所得者に対する措置として、特定入所者介護サービス費の支給を行っております。これは施設等に入所しておられます低所得者につきまして食費、居住費について4つの利用者負担段階を設け、それぞれ負担上限額を定め、補足給付を行うものでございます。そのほかにも社会福祉法人等利用者負担額軽減制度の運用改善が図られるなど、国の制度としてさまざまな低所得者対策がなされておりますので、利用者の方に負担を求める改正案ではございますが、低所得者の方にも配慮したものになってございます。

大野議員さんお尋ねのとみす寮など、特老の利用者の方の負担がふえて退所者が出るような問題が出ていないかとのことについてでございますが、今回の改正に関し、利用者の方から若干苦情が出ているのは事実ではございますが、負担がふえたことによりまして退所しなければならなくなったケースというのは、施設に確認した中では今のところございません。

次に、施設運営に問題は出ていないかというお尋ねでございますが、この改正によりまして施設利用に係る費用負担のうち、国、都道府県、市町村、被保険者保険料により負担しております介護保険給付費の部分については減額となりました。その結果、一部の利用者の自己負担分が増額となりますが、それ以上に施設に支払われる介護保険給付費等が減額となりまして、施設を運営する各事業者にとりましては負担がふえ、財政的に厳しい状況になってございます。この減収についてとみす寮、かわかみ荘

の施設としての対応といたしましては、当面利用者に影響の出ない範囲の経費節減から始め、できるだけサービス低下にならないよう努めてまいりたいと考えております。

また、市内の老健施設の問題をどのように把握しているのかというお尋ねについてでございますが、若干苦情が出ておりまして、また在宅サービスの利用回数を少し減らされているようなケースがあるようでございますが、特に大きな問題となったようなケースは、今のところございません。しかしながら、利用者の負担はふえているわけでございますので、今後も各事業者との連携を密にし、利用者の皆様の相談等に応じてまいりたいと考えております。

次に、第3期介護保険事業計画（案）の現状と今後の予定についてでございますが、その計画策定に当たり、7月に大洲市地域福祉推進委員会を立ち上げまして、現在までに3回委員会を開催し、協議を進めているところでございます。

その内容といたしましては、1回目として第2期介護保険事業計画期間における事業実績報告を行い、8月に開催しました2回目の委員会におきましては、高齢者に対するアンケートの結果報告、地域包括支援センターの設置につきまして、今後検討する上での参考事項の説明を行いました。また、10月に開催いたしました3回目の委員会におきましては、給付費等の見込み、地域密着型サービス等、施設整備などの協議を行いました。今後、来年に2回委員会を開催いたしまして事業計画の策定を行いたいと考えております。したがって、計画につきまして、正式にお知らせをすることができる時期といたしましては来年3月になるものと予定をいたしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、乳幼児医療費の無料化についてでございますが、少子・高齢化が進む中、少子化対策の一環として、子供を安心して育てられる環境

づくりが重要な課題となっております。かかる観点から、乳幼児の早期治療と育児に要する経済的負担の軽減を図ることを目的に、市では愛媛県の乳幼児医療費助成事業に基づきまして、3歳未満の入院、通院及び6歳未満の入院にかかる医療費の助成を行っております。市といたしましても、少子化対策につきましても大変重要な課題であると認識をいたしております。しかしながら、この問題につきましてもは国の施策で実施されるのが本来であると考えておりまして、県を通じて対象年齢の引き上げを要望したところでございます。また、平成18年度予算編成に向けまして改めて要望をしているところでございます。

今後の対応といたしましては、厳しい財政状況にありますので、4歳未満児までの医療費無料化を市が単独で行うことは困難であると考えておりまして、国や県の動向を踏まえ、連動した形で検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、児童手当についてでございますが、児童手当制度につきましてもは、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に期することを目的としております。現行の制度といたしましては小学3年生までの児童を対象とし、支給月額第1子及び第2子は5,000円、第3子以降は1万円で、年3回に分けて支給をいたしております。現在、大洲市では約3,500名の児童が支給の対象となっております。今年度の支給額は約2億5,000万円の見込みでございます。来年度支給対象が小学6年生までに拡大をされますと約1,300名の増となり、支給額は約9,600万円の増となる見込みでございます。

大野議員さんお尋ねの三位一体改革に伴う大洲市の新たな負担額についてでございますが、まず現行の小学3年生までの支給対象児童約

3,500名に対する大洲市の負担増は約3,500万円となる見込みでございます。また、小学6年生まで対象年齢が拡大されますと、先ほど申し上げましたとおり、約1,300名の増となりますので、負担増は約3,200万円となり、合計で約6,700万円の負担増となる見込みでございます。このように国庫負担率の引き下げや対象年齢が拡大されますと当市の財政負担が大幅に増大することとなり、財源の確保の問題が生じてまいりますので、大変危惧をしているところでございます。今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○神元崇人事秘書課長 議長

○清水久二博議長 神元人事秘書課長

〔神元崇人事秘書課長 登壇〕

○神元崇人事秘書課長 大野議員さん御質問中、職員給与の調整の現状と基本的な考え方についてお答えを申し上げます。

ただいま御指摘がありましたように、職員の給料につきましては旧市町村時代のまま格差が続いているのが現状でございます。この格差の是正につきましては、合併協議項目の中で、本年から5年くらいをめどに調整をするということになっております。その格差の原因でございますが、一例を申し上げますと、旧市町村での採用時における給料格付の考え方の違い、例えば行政職給料表には、役職に応じまして、現在では1級から9級までの区分、さらに1つの級の中でも1号級から32号級までの細分化がございまして、9級は部長、8級は課長という格付をいたしております。その給料表により、学校卒業後すぐに採用になる場合、その初任給を高卒は1級3号級、短大卒は1級5号級、大卒は2級2号級というように格付をするのが通常であります。それを町村によっては、大卒であっても1級の初任給に格付をし、採用をしていたといった事例がございます。また、その後の昇任、昇給制度の違い。合併前の大洲市におき

ましては、課長職には50歳前後で昇任をしておりましたが、一般的に長浜町ではそれよりおそく、肱川町、河辺村では早かったという事情もでございます。そのような格付の違い、昇任等の違いは、市町村間はもとより、同一市町村内においても差が生じておりまして、一言で言えばばらばら、非常に複雑な要素を含んでおります。これらのことから、まずは職員一人一人について内容の精査を行い、どのように調整ができるのか、その協議、検討を行った上で対策を講じていかなければならないと考えております。

現在、格差の内容を詳しく調査し、調整をした場合、ほかに問題が生じるのか生じないのか、そのようなことを分析をしているところでありますが、格差はまさに個々人によってさまざまであり、全職員について一律にこのようにして調整をしますということを申し上げるのは困難でありますので、その点については御理解を賜りたいと存じます。

合併市町村職員間の給料格差につきましては、基本的には均衡、平等化を図る観点から、どうしても調整を行わなければなりません。その場合においても地方公務員法上の社会情勢に適応したものであること及び職務と責任に応じたものであることという規定を遵守するとともに、一番には住民の理解が得られるものであることが重要であると考えます。

給料格差の是正に当たりましては、合併協議における確認事項並びにただいまの御意見の趣旨を踏まえまして、今後個々のケースに応じた調整を図り、待遇改善を進めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、どうぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げまして、以上、お答えといたします。

○二宮隆久税務課長 議長

○清水久二博議長 二宮税務課長

〔二宮隆久税務課長 登壇〕

○二宮隆久税務課長 私からは大野議員さんの御質問中、愛媛地方税滞納整理機構についてお答えをいたします。

大野議員さんが申されましたように、現在愛媛県では、来年４月１日の愛媛地方税滞納整理機構の設立に向けて諸準備が進められておりまして、今議会におきまして地方自治法に基づく一部事務組合として同機構設立の議決をお願いしているところでございます。この愛媛地方税滞納整理機構は、県内の市町村税の滞納額が年々増加し続ける中、この状況を打破し、税財源を適正に確保することを目的といたしまして、県内の全市、全町がスクラムを組みまして、滞納整理の専門組織として設立しようとしているものでございます。

さて、御質問の大洲市の対応についてでございますが、まず大洲市税の滞納額を平成16年度末の状況で申し上げますと、収納率では県下11市中トップを堅持させていただきましたが、平成17年度へ繰り越した収納未済額は、一般市税で約１億3,400万円、国民健康保険税で約２億7,800万円、合計いたしますと約４億1,200万円となっております。県内の各市と同様、年々増加の傾向にございます。このような状況もございまして、大洲市といたしましても同機構の設立を前向きにとらえさせていただいているところでございます。

大野議員さんが御質問の中で触れていただきましたように、同機構での滞納整理は差し押さえ、公売、換価を前提に進められますが、滞納者には任意納付の意思確認の手段も講じることになります。しかし、滞納整理の過程で把握いたしました滞納者の財産、生活状況等から、徴収緩和制度を適用するのが適当と判断される事案につきましては、市や町に対しましてその旨が連絡されることになります。

いずれにいたしましても、滞納者の任意納付意思の確認、財産状況の把握等によりまして、国税徴収法を初めといたします関係法令にのっ

とりまして滞納整理が進められることとなります。

さらに、同機構へ事務を移管する滞納案件につきましては、再三の催告にも応じようとしないうる者、滞納額が高額な者などを対象に考えておりまして、移管案件の選定につきましては、市役所内に判定委員会のような組織を設置し、そこで審査を行った上で機構側のヒアリングを受け、滞納案件を引き継ぐ予定としております。

なお、年度間の同機構へ移管する件数につきましては50件を予定しております。しかし、現在滞納案件の個々の調査を行っているところであり、御質問の、持ち込む滞納額の金額につきましても整理できておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、機構の職員体制についてでございますが、市町からの派遣職員が10名、県からの派遣職員が3名で、基本的に構成される予定となっております。しかし、より専門性の高い滞納整理を行うため国税OB、弁護士等を顧問として配置し、アドバイスを受ける予定となっております。事務所は松山市内に設置される予定となっております。

なお、市町からの職員派遣につきましては、機構と派遣する市や町が派遣協定を締結することとなっており、県内各市及び各町間で均衡を失しないよう、人口規模等によりましてローテーションを組むこととなっております。

大洲市の場合、平成18年度からの10年間で職員1名を2年単位を基本といたしまして、通算6年派遣する予定でおります。この職員派遣を通じまして、機構において蓄積されます専門的徴収実務の知識、ノウハウ等の本市へのフィードバックを期待するものであります。

今後、大洲市としてまちづくりを進めていく上で、税は最も重要な財源であります。今後におきましても適正、公平な税務行政に努めたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げまして、お答えとさせて

いただきます。

○叶本正教育長 議長

○清水久二博議長 叶本教育長

〔叶本正教育長 登壇〕

○叶本正教育長 それでは、私の方からは学童保育についてお答えをいたします。

さきの梶田議員さんの御質問にお答えしましたように、学校は児童の安全を確保するため、集団下校を徹底していくことを重要な方策の一つと考えております。

また、教職員は児童が下校した後多忙であり、今以上の負担は日常の教育活動への影響も大きくなると考えられます。そのため学校が主体となって実施する学童保育については難しい現状であります。ただ、保護者からの居残りの申し出があった場合については、現在も居残りの措置をとっており、今後も継続していきたいと考えております。

学童保育につきましては保護者からの要望も多く、福祉の分野が中心となって学童保育について検討を進めていただいておりますので、十分連携を取り、協議をしていく中で、学校を利用する条件が整いましたら学校もそれに十分協力していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○小島健市企画財政部長 議長

○清水久二博議長 小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長 登壇〕

○小島健市企画財政部長 先ほどの御答弁の中で、有効求人倍率について何々倍と言わなければいけませんのに、一部の箇所について何々%というふうに誤って申し上げました。お断りをし、パーセントを倍というように御訂正をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○29番大野新策議員 議長

○清水久二博議長 大野新策議員

〔29番 大野新策議員 登壇〕

○29番大野新策議員 それでは、残された時間内でありますけれども、再質問をしたいと思っております。

まず、地域審議会の構成について、またどのような内容で審議をされているのか。

先ほど市長の方からも答弁がありましたけれども、審議会は、私は個人情報、プライバシーの問題もあろうかと思っておりますけれども、公の機関なのか、それとも非公式の機関なのか。私は地域審議会は公式な、そして公開でいろいろな審議をしていく、そういう機関だと受けとめているわけであります。そういう観点から、私はぜひどうの方が地域の審議会の委員になって、市政にいろいろな問題を、地域から集約をしながら委員会で審議をして答申をしていく、そういう立場で活動をしてもらうんだ、そういう意識を持ってもらえば、私は氏名の公表はぜひしていただいて、地域でどのような方がなられたのか明らかにしてもらいたいと思っております。

2項目の職員の給与の改善を求めることでもありますけれども、先ほどから職員採用の時期、一様でない、また給与表をどのように適用させていくかと、ここにもいろいろ地域で差が出てきているということが言われました。新年度、来年4月1日からは2年目に入っていくわけがあります。人事異動もことしの4月以上に行われるだろうと思います。そういう中で、同じ職場で同じ仕事をして、給与はそれぞれ違うというのでは、働いておられる職員の皆さんでありますけれども、職員と接する地域の住民も、またいろいろな見方がされるのではないかと、そう心配をいたします。5年と言わずに一日も早く改善を図っていただきたい、このことを強く求めておきたいと思っております。この項については答弁は要りません。

また、乳幼児医療費の問題でありますけれども、先ほど答弁されました。前回の答弁と同じであります。県や国には要望をしておるとい

うことでありますけれども、四国中央市や八幡浜市は市長の言う独自の構想、市長の構想の中でその施策を取り入れて実現をしているわけがあります。国の言うとおりに、また県がやるからそれを待つ、そういう姿勢では私は地域の住民に責任をとっていくという点にはならないのではないかと。その立場から、市長はこれを政治的にどのように判断をして、先ほど理事者が言ったように、国や県が出るのを待つのか、市長が判断をしてこの制度を生かしていく、取り入れていく、そういう考えがあるのか、これは市長の政治姿勢の問題として、改めて市長に答弁をいただきたいと思います。

また、図書館の問題でありますけれども、中心地に本拠と、拠点といいますか、大きな規模の図書館を建てるということも今後の大きな課題であります。しかし、現在ある市立図書館、これをどうするかというのが合併前には議論されてきた一つの課題でもあるわけであります。現在も修理をしなければならない。今年度も大幅な改修予算がつけられましたけれども、たびたびこういう改修に予算を入れていくのではなくて、地域にある施設を十分地域の皆さんが利用できるような、そういう改善がまず必要だと思いますけれども、大規模な図書館の問題、さらには現在ある既存の市立図書館をどうするか、伺いたいと思うわけであります。

4点目は、介護保険の関係でありますけれども、私は11月26日に内子や八幡浜、そして私と日本共産党の議員団で、大洲のとみす寮、そして八幡浜の青石寮、この視察をさせていただきました。施設の皆さん方と懇談をして、いろいろな苦労話も聞かせていただいております。

10月1日以降の法の改正によって第1段階では2万4,000円で同じだけれども、第2段階の人は3,100円減額になると。また、第4段階の人は1万4,000円ふえると、3万1,000円になると、そういう説明も受けてまいりました。ま

た、施設では食事代や部屋代などのホテルコストが導入されて、負担がふえる人にも十分説明をして退所するとか出ていくとか、そういうことのないようにということで、本人また家族にも十分説明をして、続けて利用をお願いしとると、そういうことは施設の方からも聞いてまいりました。

そこで、伺うわけでありますけれども、特養施設また老健施設に入所している人は、今度是要介護度の高い人ほど負担がふえることになっているのが現状であります。市独自の軽減制度、ぜひつくってもらいたいと思います。第3期の計画にこれを取り入れる考えがあるかないか、これは利用者の立場から伺っておきたいと思います。

次に、施設の側から、現場ではどうなのかといいますと、国の歳出削減で、また法の改正で、今後とみす寮では約1,000万円、青石寮でも約2,000万円の減収が予想されると。先ほども減収になるという説明ありましたが、人件費は下げられない、また利用者や食事のサービスを低下させてはならない、こういうことで施設の皆さん方は頑張っておられます。人件費でちょっと見ますと、とみす寮は正職員が40人、またパートが20人、青石寮でも49人の職員中19人が臨時とかパートで働いとると、こういう比率になってきて、正職員が対応するのではなくて、臨時の方が対応していると、これは一つは経費を安くしていくと、運営費を抑えていくという点では役立つと思いますけれども、正職員がやっぱり一人一人のお年寄りに対処できるように介護の報酬の引き上げ、これはぜひやってもらいたい。職員は一生懸命やっているという声が出されています。そういう点で、市は来年度施設の運営費に支障が出ないような十分な予算措置を国に対して改めて要望する考えはあるのかないのか、その点について伺って、再質問を終わりたいと思います。よろしく願いします。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 ただいまの大野議員さんの再質問4点あったかと思いますが、私の方からは地域審議会、それから図書館に関すること、それから政策的に市長はどう考えるかというこの3点について御答弁をしたいと思います。

まず、地域審議会のことでございますが、若干説明不足だったかと思いますが、お名前については公表を当然させていただいて、会長、副会長も広報あるいはホームページでも公表できると思います。言いましたのは、住所とか電話番号とかということについてはなかなか、今そういう時代になったそうでございまして、これはもうやめようやと、お互いが連絡取り合うて、このテーマはどう考えるかという議論をするためには、大洲市も広うございますが、それぞれの自治体でも今までまだ顔を合わせたことのない人が委員さんに15名の中には実際のところおありだそうでございます。そういう人が連絡取り合うのには、お互いがメモ的には知らせ合おうやということは申し合わせなされましたが、そういうことでございますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

それでもう一つ、図書館の問題でございしますが、これは言われましたように、中心ばかりいろんなものを箱物もすべてですが整備をして、周辺をほったらかしにしないということがもういつもこれ議論に、合併後全国でも皆言われとることでございます。当然でございまして、必ずしも中心部だけのことを考えとるんではございまして、拠点になるのは中心部になりまして、機能的には先ほども御答弁申し上げましたように、機能的には今いろんなことを駆使したら方法はあるように聞いております。これにつきましても一元管理をして、そして余り遅滞なくその本を読んで文化、教養を高めるということについては、市民ひとしく享受でき

るという方法を、私は素人ですからわかりませんが、そういう方法があるそうでございますので、そういうことも含めてみんながよくなったなというように思ってもらえるように、利用してもらえるように、そういう仕組みを取り入れたいということでございます。これは言いましたように、一番最初に手をつけたいということで考えておりますので、そういうふうに御理解いただきたいと思います。

それから、政策的に四国中央市や八幡浜市でさえやられとんのに、大洲はやらんのかという話でございましたが、その他の市ではないことをやって頑張るとる点もあるんでございまして、その点もひとつ参酌していただいて、私も一生懸命、大野議員さんの言われる御趣旨はよくわかりますので、これはということは、この1年間は何となくもう一生懸命走っただけで済みましたが、平成18年度はやっぱりそういうめり張りも、ああ市長はこういうことをやっぱり言いよったが、やったんかなということをいささかなりともお見せできるようにやっていきたいという姿勢でおりますので、御理解をいただきたいと思います。

その他、細かい点につきまして、私数字を言い損間違ってもいけませんので、担当の者にちゃんと答弁させますので、よろしく願いいたします。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○清水久二博議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 大野議員さんの再質問にお答えをいたします。

介護保険の関係でございしますが、要介護度の高い人が今回の改正によって負担が多くなるといような中で、市の独自の軽減制度を考えてはどうかという御趣旨の御質問であったかと思えます。

これにつきましては、先ほども御答弁いたしましたが、国の制度におきまして、社会福祉法

人等の利用者の負担額の軽減制度の改正もなされまして、そういった制度もございますので、現時点では基本的に国の示した枠組みの中で対応をさせていただいたらなど、このように思っておりますので、御理解をいただいたらと思います。

それからもう一つ、施設の運営で、介護報酬が居住費とか、あるいはまた食費が実費になりましたので、給付費が下がっております。そういうなことで、議員さん御指摘のとおり、施設としては大変財政的に厳しいという状況でございます。そういった中で、報酬の引き上げを国の方に要望してはどうかという御指摘であったかと思うわけですが、介護報酬につきましては、現在まだ具体的な案が示されていないのが現状でございます、今後示された案を確認をいたしまして、その上で今後対応してまいりたいということに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えにさせていただきます。

○清水久二博議長 次に、武田雅司議員の発言を許します。

○7番武田雅司議員 議長

○清水久二博議長 武田雅司議員

〔7番 武田雅司議員 登壇〕

○7番武田雅司議員 今定例会は、新大洲市が誕生し、新体制後初めての定例会であります。私にとりましてもまことに意義深い議会であります。今議会において一般質問の機会を与えられたことをまずもってお礼申し上げます。

さて、財政問題に目を向けますと、国と地方を合わせた長期債務残高は、平成16年度末が740兆円でありました。平成17年度末には774兆円と大幅に増加しつつあります。県におきましても、平成18年度から平成21年度までの財源不足は1,579億円が見込まれるとのことあります。また、大洲市における市債借入残高は436億円、1人当たり83万円となっております。

今、大洲市の財政状況は、広報「おおず」の12月号で御存じのとおり、愛媛県下でも最下位のところにあります。要するに、国から、県からの補助、交付金は年々減少する傾向にあり、また大洲市自体税収入も少なく、財源不足を補うための借入金は今々ふえ続けてきているということでもあります。このように、税収入が期待できない財政状況の中で、地方自治体は住民の福祉の向上を図らなければなりません。

このような状況下にありますと、行政運営上、特に積極的かつ適切に財源の年度間調整を行い、行政サービスの向上と財源の健全化の両立を図っていく必要があると思います。このため、入るをはかりて出るを制するという基本的な考えのもと、行財政改革を策定していき、徹底した事務事業の見直しを行い、財政の健全化による自立が必要ではないかと思うのであります。

行政サービスの維持、運営に要する財源は、市民、国民の税金であります。市民から預かったとも言ふべきこの税金をむだなく効率よく使うことは地方自治の原点であります。また出発点でもあります。行革によってむだな経費を削減することにより、財源を生み出し、その生み出された財源で市民サービスの充実とまちづくりを一層積極的に進めるとというのがねらい、目的であります。このような視点に立ち、行政、議会、住民が一丸となって、行政改革の推進を図っていくことが何よりも重要であると思っています。

以上の点を念頭に置きまして、質問に入らせていただきます。

先月、11月臨時会で議決された大洲市特別職、市職員の給与に関する条例の一部改正について、私は本気で行政改革をやっていくつもりなのか、疑問を持っております。

また、総務省から新地方行革指針による行政改革の推進をより徹底するため、平成17年度から21年度までの5年間を期間とする集中改革プ

ランの策定を義務づけられておられます。さらに、総務省ではこのプラン及び改革の推進状況について、必要な助言等を実施、国民への説明責任を果たす観点から、毎年度のフォローアップ結果を他団体と比較、可能な形で公表することとあります。

当市におかれましては、この新地方行革指針の策定にどのように取り組んでいくのか、市長のお考えをお聞かせください。

次に、当市では新たに借入れができるかできないかの目安となる起債制限比率が14%を超える見込みとなり、公債費負担適正化計画の策定を求められ、今後7年間かけて起債制限比率を13%以下に下げていくとのことですが、どのように抑制していこうと計画されているのか、またこのように大洲市の財政が逼迫してる中での来年度当初予算は、何に重点を置いて予算の編成をされるのか、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、大洲市総合計画の策定が進んでいることと思いますが、地域の政策、施策は地域住民がみずから決定し、自己決定をし、決定責任もまたみずからが負う自己責任という自主自立性が必要であります。本計画は、市民と行政がともに考え、ともに策定すべきであると思いますが、どのような手順で策定されるのか、またどのような内容でいつ公表されるのかをお伺いいたします。

次に、水害対策について。

先月の11月25日、市役所において国、県、市と被害者の間で話し合いが持たれましたが、被害者の方々にとっては前向きな、そして内容のある結果ではなかったように思っておられます。水害に遭い、家庭の家具、電化製品、工場、商店から出た商品、原材料を破棄するのに、昨年の水害では行政の支援により処分してもらったのに、今回はなぜ自己負担で処分なのか、また被災した事業者、個人の方々に対して、税法上の思い切った救済ができないのか、

去年の被害額約26億7,000万円、ことしが約6億7,000万円の被害に遭われ、土地を買い、夢を持って家を建て、引っ越してこられた方々、工場、事務所、病院をされている方、農家の方、毎年毎年浸水するようでは今後安全で安心していく日々の生活ができず不安である。また、アパート、マンション、借家は空き家となり、企業は毎年水害に遭うので、他所へ移転を計画されてるとも聞いています。これでは土地の資産価値は落ち、税収はなくなってきます。本当に何とかしてほしいと切なる願いをされています。

そこで、現在の取り組みと今後の水害対策についてどうしていくおつもりなのかお聞かせください。また、危機管理室と治水課の役割、活動状況についてお答えください。

治水対策として、1つは鹿野川ダム、野村ダムの一元化。2つ、鹿野川ダムの放流操作、クレスト水位まで下げる。3つ、肱川の河床の整備。以上の3点は、何も費用のかかること、時間がかかることでなく、短期的にできる要望です。これに対し、国は河床は全体的に安定しており、洪水被害を大きくするような著しい土砂の堆積は確認されていないとの答えがあります。また河道内の樹木を伐採し、水を流れやすくしてほしいと要請すれば、動植物の生息など配慮しながら検討したいとのこと。人間の生命と財産とどちらが大事なのかと言いたくなります。また、県は中・小洪水対応の現行のダム操作規則で運用すべきだと言っておられます。ただし書き操作をするということは、洪水調整は事前にし、ダムは役に立たなくなり、被害を大にすることとあります。

私は、8月に鹿野川ダムから河口まで、まず右岸、左岸を道路側から見て下りました。次に、10時間かけてカヌーで水面より肱川を見て下りました。物事は上から見るとはなく、何事も目線で見ることが必要であると思います。まず、水の濁り、におい、砂、砂利、泥土、ごみ、倒

木、河道の樹木の多さ、特に支流と本流の出会いのところ、川が蛇行した内側の堆積土砂の多さ、私たちの子供のころの肱川とは様相が全く変わってきております。これを見て、肱川は維持管理ができていると言えるのでしょうか。

水と緑のネットワーク整備では、肱川よりポンプアップする計画、片や久米川の堤防をつくる計画には内水の問題も考えられるということですが、ポンプアップの設計はないということです。行政は一体何が水害対策として大事で、優先順位をどう考えておられるのでしょうか。

以上の点をお考えいただいて、国、県に対してどういう要望をしていただけるのかをお伺いいたします。

指定管理者制度について。

民間の競争力による効率化やサービスの向上をうたう制度であります。思惑どおりに機能するかどうか、メリット及びデメリット等いろいろあると思いますが、どのように理解されているのか。

また、現在管理を委託されている施設については、来年9月がタイムリミットとなる指定管理者制度の導入に向け、大洲市の施設への導入についてどう考えられてるのか、お尋ねいたします。

また、これに関連して、具体的にはどういう施設に指定管理者制度の導入を行い、民間移管をしようとしているのか。さらに、逆に導入をしない施設はどういう理由でそうするのか。あわせて、現在直営している施設をそのまま継続して直営する理由は何かをお伺いいたします。

農産物認証制度について。

町で生産された農産物の安全、安心を確立し、産地間競争を生き抜くため、内子町では減農薬、有機野菜の生産者名等を書いたラベルを張り、地域物産のブランド化を図っているエコうちこ認証制度というのがあります。農産物の認証制度は、無登録農薬の使用や産地偽装に対抗する手段として有効であります。大洲市でも

芋、トマト、キュウリ、アユ、またフグ等の地元の産品に対し、また倒木を化粧材に利用する等により、内子町に負けないような第1次産業のブランド化を進めていくおつもりはないのかをお尋ねいたします。

ポコベン横丁について。

昨年、町並博2004が盛況のうちに終わりました。しかし、その後は町が少し寂しくなった中で、ポコベン横丁は現在も華やかに活動していただいています。このことは大洲市の観光の活性化に役立ち、非常に喜ばしく、関係者に対し感謝と敬意を払うものであります。ポコベン横丁は、市とまぼろし探偵団が提携して運営していると聞いていますが、具体的に今後どういう形をとっていかれるのか。また、市はどのような形で支援を続けていかれるのか、お答えください。

次に、水と緑のネットワーク整備についてお尋ねをいたします。

この整備計画については、一部の有識者への説明は行われているようですが、地元住民の方々にはいまだその全容が見えてないし、本当にこの整備が必要なのか理解ができていないように思います。一体どういう計画を持って、どういったスケジュールで行おうとしておられるのか、私は一番に地域の方々の賛同と協力がいただけないと、今後の維持管理も大変だと思っています。

また、国において調査費を含め約2億円が計上されていると伺っていますが、住民の方がこの整備を望まないなら、今からでも中止をしてもいいと都市整備課の方が言われていたことが、行政が計画を途中で中止してもよいと言われたことに対し、行政の考えは少しずつ変わってきているなど感銘しました。大事なことは、地元の方と行政の話し合いの中でよい方向に行くように願うものであります。行政側のお答えをお聞かせください。

地域子ども教室推進事業とは、地域で子供が

安全、安心に活動できる居場所の整備を国が平成16年度から18年度の3カ年の間に支援する事業と聞いています。今なぜ子供の居場所が必要なのかと考えてみますと、1つに青少年が巻き込まれる事件、犯罪の増加、2つ目に青少年の異年齢、異世代間交流の減少、3番目に家庭、地域の教育力の低下、4つ目に青少年の問題行動の低年齢化、また5番目に青少年の体験活動の不足等の問題が山積みされております。だから、家庭、地域、学校、行政が一致協力し、大人の知恵を結集して、地域の子供を守り、育てていくことが重要になってくると思うわけであります。

当市では、久米小学校と中野小学校で地域子ども教室が実施されているとのこと。こういった活動を行い、それに対し市はどういう評価をなされているのでしょうか。また、地域の子供を地域で守り、育てることは大切なことであり、他の地域でもこの事業を実施することはできないのか、お伺いいたします。

政府は、来年度からの医療制度改革の大綱を決定いたしました。これは、高齢化の進展を背景とし、膨張する医療給付費の抑制を主眼としております。高齢者の窓口負担率を上げると75歳からの新たな医療保険制度の創設を盛り込み、中・長期的対策として生活習慣病の予防、長期入院の是正を言われています。しかし、財政を最優先した結果、患者負担増が際立ち、大綱の言う医療に対する安心、信頼の確保は難しいと思います。

このような状況下、大洲市の高齢化率は青島の80.49%を初め、市内各地で高齢化が進んでおり、大洲市全体でも平成17年11月末現在で27.2%と増加の一途をたどっています。また要介護者、要支援者も同じく11月末現在で2,219人と、対前年同期より3.16%の伸びとなっているとのこと。さらに、給付費においても平成15年度決算で31億5,658万円、平成16年度末決算で32億2,122万円、そして平成

17年度予算では34億5,079万円と年々増加の傾向になってきているとのことであり。少子・高齢化が進む中、今後ますます増加する要介護者、要支援者に対し、市はどのような対策を考えておられるのでしょうか。

また、大洲・八幡浜地区には地域リハビリ支援センターがあると思いますが、どのように活用されておられるのか。さらに、元気な老人をつくるためにこういった施策を行われているのか、お伺いいたします。

次に、入札制度改革について。

国、地方を問わず、公共事業の入札をめぐる、今なお談合が絶えず、先日でも成田空港工事談合があり、実際に刑事事件までに発展するケースが起こっております。財政が逼迫する中、少しでもむだな支出を減らすべく、当市としても入札制度の見直しをすべきではないでしょうか。

まず、1点目として、競争性を高める方策として、入札に参加する業者を多くすれば、談合がしにくくなると考えられることから、電子入札や郵便入札を導入し、また指名競争をやめて一般競争入札を取り入れていくことだと思います。

2点目として、透明性を高める方策として、入札契約適正化法による入札情報の公開、そして従来公開されていなかった入札関連情報がホームページで公開されるようになったり、予定価格、最低制限価格を公表したり、第三者機関である入札監視委員を導入したり、低入札価格調査制度、最低制限価格の導入をしたり、工事内訳書の提出を求めたりと、いろいろと方法があると思います。

3点目として、不正行為を防止する方策として、指名停止期間の延長をしたり、損害賠償金を請求することができる条項を契約書に書き込んだり、談合情報への対応方法をマニュアル化したり、手抜き工事や丸投げ防止の監督、検査体制の強化をしたり、市職員と業者の接触を制

限するなどの方法があると思います。

4点目として、総合的な観点からの評価として、総合評価型入札の導入、いわゆる企業の社会貢献活動、いわば除雪や水害への業者による協力を配慮したりすることです。総合評価型の入札は、価格だけで入札者を決めるわけではありませんので、金額だけを打ち合わせても談合が成立しない場合が多くなると考えられます。予定価格の公開は、高どまりを醸成するというマイナス面はありますが、予定価格自体を秘密にすることから発生する問題をなくすることはできます。また、最低価格の公表についても、最低価格で応札する業者がふえ、ダンピングを生じさせ、くじ引きで決定することになりますが、したがってこのような現象が生じますと、予定価格そのものに問題がある、改善の余地があると考えます。

以上、メリット、デメリットいろいろあると思いますが、入札制度の見直しをするかどうか、お伺いをいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○清水久二博議長　しばらく休憩いたします。

午後2時46分　休　憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後2時56分　再　開

○清水久二博議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大森隆雄市長　議長

○清水久二博議長　大森市長

〔大森隆雄市長　登壇〕

○大森隆雄市長　それでは、ただいまの武田議員さんの御質問に御答弁をいたしたいと思えます。

私の方からは、行財政問題のうち、新地方行革指針の策定について、それから平成18年度の当初予算の編成方針について、この2点につい

てお答えをいたしたいと、このように思います。

まず、新地方行革指針の策定についてですが、行政改革大綱につきまして説明をあえてさせていただきたいと、このように思います。

昨年末に閣議決定をされました今後の行政改革の方針を踏まえまして、総務省において策定されました地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が示されたわけでございます。本指針では、各自治体で行政改革大綱を策定し、その大綱に基づき事務事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化、第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果の6項目を中心とした、おおむね5年間の具体的な取り組みを明示した計画、集中改革プランを今年度内に策定、公表することが示されております。本市におきましても、この指針を受けまして、現在行政改革大綱及び集中改革プランを策定中でございます。

この行革の推進体制といたしましては、私市長を本部長とする大洲市行政改革推進本部、四役、部長級など9人を頂点にいたしまして、本部の指示を受け、具体的な項目について調査研究を行う大洲市行政改革検討委員会、これは副部長、課長で構成をいたします16人で組織をいたします大綱集中改革プランの策定に当たっておるところでございます。

なお、策定に当たりましては、行政改革に関する市民からの御意見、御提言をお聞かせいただくために、市民15人の方々に委嘱をいたしまして委員となっていております行政改革推進懇話会を組織いたしまして、8月と12月に開催をし、改革に向けた活発な御意見を今いただいております。

また一方、大半の市民の皆さんにはアンケートという形で、これは9月に総合計画に関するアンケートに行革に関する項目を追加させてい

ただき、実施いたしました。市職員アンケートも実施をいたしまして、今の大洲市の抱える課題を抽出いたしまして、その課題解決のためにはどのような改革が必要かといった方向性を定めることといたしております。

進捗状況はどうかということですが、現在大綱の素案を策定いたしまして、今月の6日に開催いたしました行政改革推進懇話会にお示しをしたところでございます。なかなか膨大な資料になっておりますので、現在御意見を検討委員会でいただくとともに、最終的には本部の決定により、3月中には策定することといたしております。

また、集中改革プランにつきましても、現在具体的な改革項目を各課において検討中でございまして、年内には素案をまとめ上げて、1月に開催予定の懇話会にお示しをすることといたしております。大綱と同様に、3月中には最終の計画ができ上がる予定であります。

このように実効性のある大綱を策定し、実践することといたしておりますが、次年度平成18年度以降は毎年集中改革プランの進捗状況を把握いたしますとともに、新たな問題点に柔軟に対応するため、プランの見直しを図るなどして、合併による行政効率の向上、住民サービスの高度化、財政の健全化などの実現を目指したいと考えております。

議員さん各位の御意見を賜りながら、また市民の皆様の声を反映しながら、市民、議会、行政が一丸となって行政改革に取り組むたいと考えておりますので、御協力を改めてよろしくお願いしたいと思います。

それから次に、行財政問題の次でございますが、来年度の当初予算編成方針については基本的にどう考えとるんぞということでございますが、きのうの皆さん方の議員さんにそれぞれお答えを一部しておりますが、現下の地方財政は地方税収入、地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が高い水準で

推移することや社会保障関係経費の自然増により、依然として大幅な財源不足ということになっております。

当市におきましても、扶助費、公債費等、義務的経費の増加に加えまして、交通・情報基盤の整備、生活環境整備、福祉・保健の充実など、多種多様な財政需要が生じてきております。しかしながら、歳入の基本となる市税につきましては著しい増加は見込むことができず、厳しい状態が続いております。また、地方交付税につきましても、議員さん御質問にもございましたように、改革が議論されているところでございまして、将来にわたる見通しがまことに困難な状況にあるわけであります。

このような状況の中でございまして、新市の将来像である「きらめき創造大洲市ーみとめあい ささえあう 肱川流域都市ー」の実現に向けて、経費全般につきまして徹底した節減、合理化を図りながら、事業の厳選と財源の重点的配分を行いまして、財政の健全化を最優先として予算編成を行ってまいりたいと考えておりますので、特段の御理解と御協力をよろしくお願いする次第でございます。

あとの問題につきましては、それぞれ助役以下、担当の方でお答えをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 武田議員御質問の行財政問題についてのうち、大洲市総合計画の策定についてお答えをいたします。

現在策定を進めております新市の総合計画につきましても、合併協議会において策定されました新市建設計画を踏まえたものとなるわけですが、現在までの組織体制の整備、各種資料や基礎データの収集、市民アンケートを初めとする各種意向調査を終了いたしまして、これらの分析から大洲市の現状、市民の意識、

まちづくりに対する意向などを明らかにしているところでございます。

議員御指摘の計画づくりへの住民の参画でございますが、今回の計画策定に当たりましては、広く市民の皆さんの御意見を伺うために、全市民の約20%に当たります1万1,000人にアンケート調査を実施いたしました。また、今回新たな試みといたしまして、市内の中学校、高等学校の2年生全員1,112人を対象としてアンケートを実施いたしましたほか、各種まちづくり団体への意向調査、トップインタビューなども行っておりましてございます。

11月17日に開催いたしました第2回総合計画審議会では、この市民アンケート調査結果等について説明をいたしまして、さまざまな御意見をいただいております。この調査結果につきましては、市の広報やホームページ等において市民の皆様にもお知らせするとともに、今後のまちづくりに対する御提案をお受けする予定といたしております。

次に、今後の計画策定の手順でございます。これについて御説明をいたします。

これから基本構想についての具体的な検討作業に入っていくわけでございますが、総合計画の基本理念やその将来像、主要な施策等の素案は、新市建設計画とともにアンケート等を通じていただきましたいろんな御意見やまちづくりへの提言などを参考にしながら、市職員で構成する総合計画策定班、これや策定部会において協議、検討を進めていくことにしております。そして、基本構想の素案がまとまりますと、総合計画審議会に諮りまして、審議会委員の御意見等を伺いながら、修正案、最終案へと調整をしていく予定といたしております。

総合計画の策定に当たりましては、市民の代表の方に直接参画していただき、御提言や御意見をお伺いする場がこの審議会でございます。その委員の選任に当たりましては、地域性にも配慮しながら審議会委員20名のうち女性委員7

名を委嘱させていただいております。また、昨年開催のえひめ町並博において、町おこし活動に実績のありました高校生2名にも委員として出席をお願いいたしております。審議会におきましては、高校生委員からも若者らしい柔軟な発想からの御意見をいただきましたほか、各委員からそれぞれの分野、立場から活発な御発言をいただいております。これら民意を反映した計画づくりに努めてまいりたいと考えております。

なお、総合計画の基本構想につきましては、議会の議決事項となっておりますので、来年の7月ごろには審議会より中間答申をいただきまして、9月議会で承認いただきたいと考えております。

また、基本計画につきましては、総合計画全体として来年12月には御報告をいたし、御承認を得ていきたいというふうに予定をしております。

また、計画の策定状況につきましては、適宜市議会を初め地域審議会に御説明していきまるとともに、ホームページを通じまして市民の皆様へもお知らせしてまいりたいと考えております。今後ともよろしく御協力をお願いいたします。

以上、総合計画に関する答弁にさせていただきます。

○小泉勝明総務部長 議長

○清水久二博議長 小泉総務部長

〔小泉勝明総務部長 登壇〕

○小泉勝明総務部長 それでは、私からはまず指定管理者制度についてお答えをいたします。

1つ目の指定管理者制度のメリット、デメリットにつきましてお答えをいたします。

メリットにつきましては、民間事業者等が参入することができることとなりましたので、事業者のノウハウによりサービス向上やコスト削減を図ることができ、施設利用者の増大にもつ

ながることなどでございます。また、デメリットでございますが、コスト主義やサービス向上を意識する余り、公共施設の公的な性格を見失ってしまう可能性があることや公募等によりまして市外の企業等が参入した場合、地元企業への活性化につながらないという場合があることなどが考えられます。

次に、指定管理者制度導入に関する考え方でございますが、改正前の地方自治法の規定に基づき、公共的団体等に管理委託を行っている施設を優先して指定管理者制度へ移行していくこととして、現在準備を進めております。現在想定しております施設につきましては、施設の利用許可、使用料の徴収等の業務などがある施設が中心でございまして、デイサービスセンターなどの福祉施設、まちの駅などの観光施設、鹿野川荘などの宿泊施設、総合体育館などの体育施設等でございます。また、現在直営で管理している施設につきましては、十分検討を重ねまして最もふさわしい管理方法が指定管理者制度であった場合には、積極的に導入を進めていきたいと考えております。

また、指定管理者制度を導入しない直営で管理していく施設につきましては、現状での運営が効率的である施設や公的関与が強い施設、さらに各種法律において指定管理者制度の導入が認められていない施設などが考えられます。なお、各種法律におきまして指定管理者制度の導入の対象となります施設もふえておりますので、今後施設ごとに最もふさわしい管理方法を検討していくことになってまいります。民間活力を導入することがふさわしいと考えられる施設につきましては、積極的に導入を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

次に、入札制度改革についてでございます。

当市におきましては従来から公共工事に対しまして市民の信頼確保を目指しまして、公共性、透明性、競争性を視野に入れ、情報公開や施工

体系の適正化などを進めているところでございます。ただいま議員さんの方から入札制度の見直しについていろいろと御提言がございました。

まず、競争性を高める方策についてということでございますが、現在当市におけます入札契約は、一般競争入札、それから指名競争入札、随意契約、この3通りを採用しておるところでございます。その中で入札契約は指名競争入札を主に採用しておりまして、さきの合併によりまして地域性も考慮しながら、市内業者で施工できると判断したものにつきましては、市内業者を指名してきております。また、特殊な規模、構造で市内業者での施工が困難であると判断したものにつきましては、市外の専門業者も指名をしておるという状況でございます。

また、一般競争入札でございますが、設計金額15億円以上の工事につきまして採用しておりまして、これまでに総合福祉センター、大洲市斎場等を実施してきたところでございます。一般競争入札は手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が少ない等のメリットを有しておりますが、反面、不良、不適格業者の排除が困難であるということ、また審査事務が大変膨大となりまして、それに伴い設計から入札までに多くの日数を要します。これによりまして早期発注ができないというデメリットもあわせ持っております。このことや大規模工事が現在のところ少ないことから、当面は現状のままの市内業者を中心とした指名競争入札を主体に対応していきたいと考えております。

また、電子入札でございますが、2010年度を目標に考えておりますが、業者の方の受け入れ体制のこともございますので、実情を見きわめながら対応していきたいと考えております。

次に、透明性を高める方策についてでございます。

入札予定価格の事前公表に関しましては、現在県下の20市町の中では12の自治体の実施をし

ておるという状況でございます。この入札予定価格の事前公表につきましては、落札率の高まり、場合によっては談合を助長する懸念もあるということで、今後公表によるメリットも考えながら、県下自治体の動向を見きわめて慎重に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、設計金額に応じ低入札価格調査制度あるいは最低制限価格制度につきましては採用しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、不正行為を防止する方策についてでございます。

本年8月8日に愛媛県に準じまして大洲市建設工事等指名停止措置要綱を全面改正し、処分内容を以前より重くしたところがございます。今後さらに愛媛県及び県警とも情報の交換を密にしながら、適切な措置に努めたいと考えております。

また、損害賠償に関しましてもございましたが、この点は以前から契約約款に明記し、対応しておるところでございます。

談合関係につきましては、大洲市談合情報対応マニュアルを策定いたしまして対応しておりますが、ここで丸投げ防止や検査体制につきましても工事等の担当課で適正に管理をしていると考えております。

それからまた、総合的な観点からの評価についてもございましたが、企業の社会貢献活動、これにつきましては、この参加につきましては大変感謝をいたしておりますが、この貢献度を考慮することにつきましては判断基準が難しく、すぐの導入は考えておりませんが、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上、細かい点についてお答えをいたしました。公共工事における入札契約プロセスの透明性あるいは公正な施工の確保及び公正な競争の推進などを目的といたしました公共工事の入

札及び契約の適正化の促進に関する法律、これが平成13年4月1日から施行され、毎年度の発注見通しの公表、入札、契約に係る情報の公表、施工体制の適正化及び不正行為に対する措置が発注者に義務づけられておりますので、現在監理課において公表をいたしております。今後におきましても、この法律を厳守しながら公平、公正でコスト削減につながる入札制度の改善に努めてまいりたいと考えております。この入札契約制度につきましては、その時代に応じた適正な対応というものが必要になってまいると考えております。その取り組みの効果等を見きわめながら、全体としてよりよいシステムを形成していくことが重要だと考えております。御理解をいただきたいと思っております。

次に、災害に対します税法上の取り扱いについての御質問がございました。

地方税法では、天災、その他特別の事情により減免を必要とする事由があると認められる場合には、条例の定めるところにより減免することができると規定されております。災害に係る個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の減免の取り扱いにつきましては、家財などに多大な損害を受けた場合、また土地や家屋または事業用の償却資産が災害により著しく価値を減じた場合に、国が通達で示している基準に従い減免措置を講じておるところでございます。

税法上の思い切った救済措置はできないかという御質問でございますが、このような取り扱いの現状でございますので、今後におきましても法令等に基づき対応してまいりたいと考えております。その上で地方税法の範囲内において、さらなる被災者救済措置を講じることができないか検討してまいりたいと考えております。

最後に、危機管理室と治水課の役割についてでございます。

まず、危機管理室におきましては、水害や地

震災など災害時において災害対策本部、これを設置し、情報の収集あるいは分析、また国・県等関係機関との連絡調整、あるいは必要な対策などの決定並びに地震に関することなど、総合的な窓口機関として機能する調整部局でございます。また、災害対策本部を解散した以降、いわゆる平常時におきましては、今年度お配りをしておりますハザードマップの作製あるいは地域防災計画の策定、それから今各地区でお願いをいたしております自主防災組織の結成、それから育成、これに対する支援、それから防災会議の開催、こういったいわゆるソフト面での対応をしております。なお、この平常時の水害対策、治水対策、これらにつきましてはそれぞれの担当部局で行っておるところでございます。

一方、治水課におきましては大洲拠点地区の整備、肱川河川整備計画の推進、また国や県が進めます一級河川肱川等における築堤や山鳥坂ダム事業の総合調整など、治水対策事業の推進をハード、ソフト両面で担当する部署でありまして、災害時には大洲拠点地区内の情報収集あるいは二線堤北側の土地所有者との連絡調整、所管する公共施設の被害状況調査を担当することとなっているものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○小島健市企画財政部長 議長

○清水久二博議長 小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長 登壇〕

○小島健市企画財政部長 それでは、私の方からは公債費負担適正化計画に関しますことと、ポコペン横丁についてお答えをいたします。

まず、公債費負担適正化計画につきましては、先日来、山本議員さんの御質問に首藤助役の方からもお答えしたとおりでございまして、繰り返しになろうかと思いますが、改めてお答えをさせていただきます。

起債制限比率が14%を超えるか、また超える見込みになりましたときには、この公債費負担

適正化計画の策定が求められております。大洲市は14%を超える見込みとなりまして、今年7月に大洲市公債費負担適正化計画を策定し、県に提出をしているところでございます。

計画の概要でございしますが、公債費負担適正化計画の期間は、平成17年度から23年度までの7年間となります。また、適正化の目標として、起債制限比率を13%以下にすることが求められております。このため、計画期間の単年度起債発行額を30億円程度に抑制することにより公債費を減少させ、計画最終年度の平成23年度には起債制限比率を12.4%とする計画にいたしております。今後、この計画に基づきまして、適切に公債費を管理しながら、中・長期的に安定した柔軟性のある健全な財政構造を築いていきたいということでございますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、観光振興に関しまして、ポコペン横丁についてお答えをいたします。

ポコペン横丁につきましては、明治、大正期の雰囲気や特徴的な町並みが残っております肱南地区の新たな魅力を創出いたしまして、大洲市の活性化と個性化につなげようということで、平成6年から開催してまいりましたおおず浪漫祭をきっかけとして始まったものでございます。平成11年9月から継続して開催をされているものでございます。

このポコペン横丁は、昭和30年代の懐かしい情景を演出することにより、市民の皆様を初め観光客の方々から非常に好評をいただいております。他県からの観光客が増加傾向にあるわけでございます。昨年のえひめ町並博期間中は、コアイベントとして毎日開催いたしまして、町並博以降におきましても本年4月から11月までは毎週日曜日に開催されてきたところでございます。先般、大洲まぼろし探偵団本舗の関係者の方々と協議を行いまして、来年も今年と同様に開催をする運びとなったところでございます。

今年度の事業として広場の路面改修、またトイレの設置等の整備工事が完了いたしました後におきまして、改めて関係者と協定等を取り交わしまして、市といたしましても協力体制を整えながら、このイベントが発展的に開催されていくように支援に努めていきたいと考えております。

また、このポコペン横丁主催グループのほか、町並博で形成されました既存の住民グループに対しましても、引き続きまして実践的な指導、助言を行うなど、住民参画型の観光まちづくりにつなげていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○清水久二博議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 私の方からは高齢化、介護保険についてお答えをいたします。

現在全国的に高齢化が進んでおりまして、当市におきましても例外ではございません。武田議員さん御指摘のとおり、旧長浜町区域の青島では11月末現在の住民基本台帳上の人口41人に対し高齢者数が33人で、高齢化率が80.5%となっております。また、市平均におきましても人口5万1,875人に対し高齢者数が1万4,108人で、高齢化率が27.20%となっております、2年前と比較しますと人数で70人の増加、高齢化率で0.62%の上昇となっております。この傾向につきましては、団塊の世代が高齢者となります今後5年から15年後までは続く見込みであると予測をいたしております。

まず、要介護者、要支援者に対する対策及び元気な老人をつくるための対策についてでございますが、現在介護保険法の改正がなされ、来年度より始まる第3期介護保険事業計画の中の柱として、現行のサービスを見直し、自立支援に重点を置く予防重視型システムへの転換が上げられております。このことにつきましては、

現在の要支援、要介護1のうち改善可能性の高い方々を対象として、新しく創設されます新予防給付のサービスを利用することによりまして悪化を防ぎ、現状の維持、改善を図ろうとするものでございます。

具体的なサービス内容といたしましては介護保険法に定められておりますが、利用者の方の心身の状況等に応じ、運動機能向上、栄養改善、口腔ケアなどの介護予防効果が期待される新たなサービスを導入し、その実施効果を評価した上で、その後のプランを検討することを繰り返し実施してまいります。なお、具体的にどのサービスを利用するかにつきましては、利用者の任意とされております。

さらに、これまで介護保険の給付の対象外とされている虚弱な高齢者の方及び一般高齢者の皆さんに対しましても、新しく創設されます地域支援事業を利用することによりまして、要介護、要支援状態になることを防ごうと計画をいたしております。

また、当市におきましては、従来より給付費適正化事業の一環といたしまして各利用者の自立支援に向けたサービス提供のため、ケアプランのチェックに取り組んでおりまして、既に予防的施策を実施しているところでございます。このような予防に重点を置いたさまざまなサービスの提供とあわせ、中高年の方を対象とする事業など、保健分野とも連携を密にすることによりまして、元気な高齢者をより多くつくってまいりたいと考えております。

次に、八幡浜・大洲地域リハビリテーション広域支援センターにつきましては、リハビリテーションを必要とする方や相談をしたいと思っている方と、その方に合った医療や適切な対応のできる機関とをつなぐ新しい保健・医療・福祉のネットワークシステムで平成10年度末に県から委託を受けまして、加戸病院が実施をされておられます。

具体的な活動内容についてでございますが、

公開講座として一般の方を対象にリハビリテーションに関する講演会や八幡浜・大洲圏域を3つのブロックに分けてリハビリ従事者への知識、技能に関する情報提供や研修会、患者さんやその御家族の方からリハビリテーションに関する相談を受けた機関に対して、情報やサービス提供の支援等、年々その活動は活発になっております。このたびの介護保険制度の改正での予防重視におきまして、地域リハビリテーションの果たす役割は大きいと考えておりますので、今後の新予防給付地域支援事業におきましても、連携を図りまして行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○清水久二博議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、私の方からは治水対策についてお答えをしたいと思います。

肱川は水害を受けやすい地形的な特性を有しておりまして、上下流のバランスや人口、資産の集積状況などを考慮した整備が必要となっております。全国でも特に治水対策の難しい河川と言われております。そこで、この治水対策は洪水対策、河川環境対策、憩いの場としての活用など、総合的な事業の促進が必要でございますので、予算の増額並びに事業期間の短縮などにつきまして、肱川流域で設置をしております協議会での要望活動、それから2年連続の被災を受けましたので、大洲市単独での緊急要望などを行ってまいりました。そして、流域の実情を知っていただき、早期の課題解消となるように鋭意努力をしているところでございます。

議員さん御指摘のうち、鹿野川ダムの直轄化及び一元管理についてでございますが、その必要性につきましては双方がともに実感しておりますので、直轄化に向けた財務省への予算要

求を国交省よりしていただいているところであります。

また、予備放流の水位を、議員さん言われたように、仮に Crest の水位まで下げたとしても、現在のゲートの構造上の制約がございまして、洪水初期に無洪水流量として流れるだけで、一番今問題になっております洪水量のピーク時にはほとんど影響がないと言われておりまして、下流の浸水被害の軽減には余りつながらないものというふうに説明を聞いております。

それから、河川管理者の河床の維持管理につきましては、きのうから各議員さんにお答えをしておりますが、肱川流域が2年連続をいたしまして被災を受けましたので、地域の住民の皆さん方にも大変不安が広がっていることは十分承知をいたしております。そこで、大洲市単独の緊急要望を市長さんにしていただいたんですが、その中では如法寺地区、玉川、只越地区、慶雲寺地区、春賀地区など具体的な事例を挙げまして、河床の適切な維持管理をお願いしておりますので、どうぞ御理解のほどお願いする次第であります。

なお、外水と内水問題についてのお話がありました。これもお話を先ほどから申し上げているように、当流域といたしましては、現在無堤地区と暫定堤防が多数残っておりますこと、それから外水はらんの方が生命や財産等に対する危険度が非常に高いこと、そして被災が広範囲に広がって被災の程度が大きくなることを考えますと、まず外水はらんに対する水害対策を優先して行うべきものと、このように大洲市としては考えておるわけでございます。

一方、防災の面だけでなく被災を受けた場合に、その程度をできるだけ最小限にするために情報収集ですとか、伝達網の整備、確立、そして今問題になっております自助努力をしていたくための自主防災組織の拡充などがとりあえず大変重要であると考えておりますので、どう

ぞ議員各位におかれましても御理解をいただきまして、御協力いただきますようお願いをする次第であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○山田一昭市民福祉部副部長 議長

○清水久二博議長 山田市民福祉部副部長

〔山田一昭市民福祉部副部長 登壇〕

○山田一昭市民福祉部副部長 私の方からは、災害ごみの回収について答弁をさせていただきます。

災害発生時には、公衆衛生面から日常生活の確保及び交通の確保のため、災害のごみの回収を迅速に行う必要がございます。災害廃棄物の処理に当たりましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、処理を行っているところです。この法律では、一般廃棄物の処理は市の責任、産業廃棄物は排出事業者の責任で処理することと規定されております。大洲市では一般廃棄物の処理を行うため可燃物の焼却場、環境センターでございます、並びに不燃物の埋め立て施設、長谷の不燃物埋立地でございます、を設置、運営いたしております。これらの施設はあくまで一般廃棄物の処理を行うための施設であり、産業廃棄物の処理を行うことはできません。したがって、事業所から排出される原材料等の産業廃棄物につきましては、排出事業者の責任において処理をしていただくこととなりますので、御理解をお願いいたします。

大洲市では産業廃棄物処理施設を所有しておりませんので、産業廃棄物の処理を行うことはできません。産業廃棄物を処理するとなれば、産業廃棄物処理業者へすべて委託することとなり、莫大な費用負担が生じます。現下の厳しい財政状況下では、災害廃棄物といえども産業廃棄物の処理は対応いたしかねますので、その点御理解をお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○城戸良一建設農林部副部長 議長

○清水久二博議長 城戸建設農林部副部長

〔城戸良一建設農林部副部長 登壇〕

○城戸良一建設農林部副部長 それでは、私の方からは観光についてのうち、肱川水と緑のネットワーク整備事業についてお答えを申し上げます。

本事業につきましては、都市化の進展などで水質の悪化、良好な緑の減少、動植物の生息や生育環境の喪失など問題を抱えておりますことから、都市環境にありまして水と緑の豊かなネットワーク形成を可能にするため提唱をされたものでございます。大洲市におきましては、肱川の水を生かした肱南地区の水と緑の安らぎ空間の創出を通して、市民生活の質の向上と交流人口の拡大によります地域活性をテーマといたしまして、平成15年度から国土交通省との共同で構想、基本計画の立案を順次進めてまいりました。この間、昨年度におきましては地元を含む各種団体の代表者15名から成る水と緑のネットワーク懇談会を開催いたしまして、基本的な計画の内容につき御意見を承ったところでございます。なお、懇談会にはより地元に近い組織であります肱南地区の区長さんや肱南地区まちづくり推進協議会などの方々に入っていたいております。

その後、これら会合での御意見を参考にしながら整備計画を立案し、本年3月国の指定をいただきました。これらの計画でございますが、大洲城周辺や臥龍淵付近の散策路の改善、内堀菖蒲園などの水質改善や水路の新設などが盛り込まれております。この事業により肱川の水辺環境と水質改善をよりよくし、散策時の利便性、また町並みの魅力を高めながら、住む人にも訪れる人にも優しい潤いのある環境づくりを目指すものです。基本的には、河川管理区域内は国土交通省が、それ以外の部分を大洲市が実施するという役割分担を明確にして、事業化が図られる予定でございます。

本年度は、国が行う一部事業の実施と市が行う予定の水路整備等に係ります詳細な調査設計

に関しまして、国で予算化を図っていただいております。特に、大洲市が事業主体となります水路整備に関しましては、議員さん御指摘のとおり、地元の皆様方の御意見もいただいた上で、実施について決定していく必要がございます。このことから、現在国の予算で調査及び基本ルートとその内容についての計画を作成していただき、これをもとに地元説明会を実施しているところでございます。本日までに、水路整備に関しまして2回、内堀菖蒲園への導水などに係ります計画につきまして1回、合わせて3回の説明会を実施いたしました。市の事業につきましては、今後も説明会を継続しながら、地元の意見を幅広く聴取し、事業実施の有無を含めまして最終的な整備の方針を決定してまいりたいと考えております。

また、国の事業につきましては、さきに申し上げました懇談会での議論を中心に、市が行います説明会での御意見を参考にしていただくことになってございます。これらを踏まえまして、全体的な事業メニューや期間など方針の決定がなされるものと考えておりますので、議員各位におかれましても御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます

以上、お答えといたします。

○松岡良明建設農林部副部長 議長

○清水久二博議長 松岡建設農林部副部長

〔松岡良明建設農林部副部長 登壇〕

○松岡良明建設農林部副部長 それでは、私の方からは農産物認証制度とブランド化についてお答えをいたします。

近年環境問題が注目されている中、堆肥等によります土づくりとともに、化学合成農薬や化学肥料の使用を削減する環境保全型農業の展開が重視されているところでございます。

あわせて、消費者の農産物への安全、安心への関心も高まりまして、農産物の栽培履歴や生産情報を明らかにして、信頼を高める役割を担うため愛媛県特別栽培農産物等認証制度、通称

エコえひめという名称で制度推進が展開されております。大洲市においても、愛媛たいき農協が平成13年10月にトマト生産のエコえひめ認証を取得するとともに、生産者もその基準を遵守し、平成14年2月にはトマトの出荷認証も取りつけまして、安全、安心の消費者ニーズにこたえつつ、相互が協力しながらブランド化を推進しているところでございます。

また、昨年12月には愛媛たいき農協がエコラブという名称でブランド化を図っておりまして、この名称につきましては、エコラブのエコはエコロジーのエコ、ラブは愛媛たいきの愛をラブといたしまして、エコラブという商標登録を行いまして、特別栽培農産物の基準に沿った農産物の国の基準の栽培方法を遵守した農作物をブランド化し、大洲市独自の展開も実施しているところでございます。

対象農産物は、大洲市においては生産量の多いトマト、スイカ、ミニトマト、ピーマンでございまして、特にトマト、スイカは市場でも高い評価を得ているところでございます。さらに、近い将来キュウリとイチゴにおきましても、このエコラブへのブランド化を図るものとしております。

また、ことし11月には特用林産物でありますシイタケの消費拡大を図る目的で「しいたけフェスタ2005in大洲」を開催いたしまして、大洲産原木シイタケを「味楽来しいたけ」という命名をいたしました。この「味楽来」につきましては、漢字で味、楽、それから来と書きまして、「味楽来しいたけ」という名称でブランド化を図る取り組みを始めております。

農産物のブランド化につきましては、地域農業活性化のために全国的に生産アイデアを生かし、地域間競争が行われておりますが、今後も多様化する消費者ニーズや農産物の需要状況をかんがみながら、さらなる生産者の価格面の安定にもつなげていきたいと、考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは地域子ども教室推進事業についてお答えを申し上げます。

この事業につきましては、議員さん言われましたとおり、平成16年度から18年度の緊急3カ年計画によりまして、文部科学省において子供たちにかかわる重大事件の続発を受け、心豊かでたくましい子供を社会全体ではぐくむため、学校や公民館等の施設を活用し、安全で安心して活動できる心の居場所を整備することを目的として実施されているところでございます。

当市におきましては、旧大洲市の久米小学校区を対象にした久米地区子ども教室と、旧肱川町の中野小学校区を対象にいたしました中野ふれあいスクールが年間約50回の3カ年計画で事業を展開しております。参加希望のありました久米小学校生56名、中野小学校生33名がおおむね水曜日の放課後や土曜、日曜日、また夏休み等に地域の公民館等を利用して、指導員とともに工作やおやつづくり、昔の遊びをして楽しく活動をしているところでございます。

この事業の指導員につきましては、地域の大人たちの教育力を結集するため、学校、PTA、民生児童委員、婦人会、老人会、区長会、ボランティアなど各種団体の御協力をいただいているところでございます。

また、事業の内容といたしましては、盆踊りの実技指導や工作、スポーツ時の安全管理、さらには活動場所までの児童の行き帰りの安全確保に至るまで格別の御協力をいただいております。教育委員会といたしましては、こうした地域の皆様の御協力に対しまして感謝を申し上げますとともに、その活動を高く評価しておるところでございます。

今後も地域の皆様に家庭、学校、地域が一つ

になって未来を担う子供をはぐくむという本事業の趣旨を御理解いただきまして、子供も大人も一緒になって地域の歴史、伝統文化、自然環境を取り入れた多彩な交流活動ができる居場所をふやすため、関係機関や諸団体と連絡を密にいたしまして、事業が拡大できるよう検討してまいりたいというように考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

~~~~~

○清水久二博議長 議事の都合により会議時間を延長いたします。

~~~~~

○7番武田雅司議員 議長

○清水久二博議長 武田雅司議員

〔7番 武田雅司議員 登壇〕

○7番武田雅司議員 濟いませぬ、時間が延長しておりますが、去年、ことしと水害に遭いました地域の方に、本当に去年とことしで33億円の被害が出ております。そのことに対して、短期的にできることをお願いをしたいと思いますし、それと危機管理室と治水課の役割についてということをお聞きしたんですが、先月25日ですか、4者会談、せっかく市の方が4者会談していただいたんですが、そのまゝのお願いをしておりますが、いまだに出てきません。その忙しいのはわかります。

それと、12月10日ですか、先日水害を考える会の方が国土研の京都大学、岡山大学、徳島大学、その方もボランティアで数回大洲市へ来てもらっております。国、県、市に最終の発表会をしますから、ぜひ来てくださいというお願いをされたと思いますが、それに対して本気で治水、水害について考えるのであれば、よその県から大学の教授がわざわざ調査に来ていただいて最終の報告をするというときに、なぜ市の方、県の方が勉強しに来られないのか、これで本気で大洲市の治水対策について考えられとるのか、いま一度、これは33億円の被害、大変な

ことです。商売やっておられる方、住まわれている方にとっては大変なことです。短期間でできること、先ほど申しましたようにあると思います。どうぞもう少し真剣に考えていただきたいなと思います。

時間どうも済いませんでした。失礼します。

○清水久二博議長 次に、中野寛之議員の発言を許します。

○8番中野寛之議員 議長

○清水久二博議長 中野寛之議員

〔8番 中野寛之議員 登壇〕

○8番中野寛之議員 それでは、今定例会ようやく最後の質問者であります無所属の中野寛之です。今期もまたよろしく願いいたします。

ことし1月の新市発足後、非常に混乱が続きましたこの大洲市議会でありました。選挙の洗礼も受けまして、30人での新たなスタートがありますが、昨日の本会議で山本議員が質問されましたように、市民からの信頼を取り戻していく地道な取り組みの必要性、これを非常に痛感しております。大洲市の行財政改革のためにも、まず議会が範を示し、議員待遇の見直し、そして定数の削減に積極的に取り組んでいく必要があります。特に、市民の関心の高い議員定数の問題にしましては、議会運営委員会で現在議論をしておる最中ではありますが、来年6月までには必ずや結論を出せるよう、私も最大限の努力をしていきたいと考えております。

また、本年9月11日、総選挙が行われました。この選挙では小泉自民党が圧倒的な議席数を確保いたしました。この小泉自民党は、かつての自由民主党とは全く異なる別の政党であります。かつての自民党は均衡ある国土の発展を掲げ、大洲市のような地方にも高速道路や、そして郵便局を確保し、都会並みの公共サービスを保障するという、よくも悪くも地方重視の政党でありました。しかし、その一方で非効率な公共事業がはびこり、近年の国の財政悪化の大きな要因となったわけです。

これに対しまして、東京のような都市部の有権者はばらまき政治であるとして、このような地方重視政策に抜きがたい不信感を持つようになっております。その象徴が郵政関係郵便局26万人という公務員であり、亀井静香氏や綿貫民輔氏のような地方重視政策を掲げる政治家だったんです。これらに抵抗勢力のレッテルを張りつける選挙戦術が功を奏しまして、800万人とも言われる都市部の無党派層が小泉自民党に雪崩を打って投票した結果が今回の選挙結果でありました。

つまり、我々地方住民はもうこの日本国から不要であると宣告されたも同然なのです。今後公共投資は効率のよい都市部優先になるでしょう。その結果、都市と地方の格差はますます広がり、政策的に地方は人口が減らされていくでしょう。その方が交付税も減額できて、国も安上がりだからなんです。そのための市町村合併だったんです。

合併しましてわずか1年ですが、特に旧町村、これは確実に寂れつつあるという実感をお持ちの議員さん多いと思います。地方が寂れ、食糧生産が足りなくなれば海外から買う、そのための外貨はトヨタを初めとする一部の勝ち組企業が稼ぐ、このような構図であります。ですから、今回の総選挙でトヨタは小泉自民党を全面支援したんです。これらのことは、いわゆる新自由主義路線における政策の当然の論理的帰結であります。

新自由主義の本場アメリカ合衆国でもニューオリンズのような地方都市は治水事業さえおざなりでありまして、ハリケーンのたびに水浸しとなっております。大洲市も今後同じようなことになりかねません。

今回、郵便局員を悪者にする事で、都市部住民の嫉妬心をあおることに成功した小泉自民党は、次回の国政選挙でも同じような焼き討ち対象を求めるでしょう。次の標的は、これは竹中総務大臣も申しておりますように、全国の農

業協同組合であり、また地方公務員かもしれません。関係者の皆様は十分注意をしていただきたいと思います。

このような全体状況の中、いかにしてこの大洲市を立て直していくのか、非常に困難な課題ではあります。1つははっきりしていることは、政権交代が起きない限り、国、県はもはや当てにできないという厳然たる事実でございます。自分たちの町は自分たちでつくっていく、そして守っていく、このような自主自立の精神がまずは必要であります。そして、そのために必要な権限、財源、人材、これを獲得するために、現場から声を上げていくことが肝要である、このように私は考えております。

しかし、現実の大洲市経済は各種統計指標からも明らかでありますように、土木、建設業を中心とする公共事業に依存したいびつな経済構造となっております。国・県の財政状況から見ても、以前のような公共投資はもはや望めません。人が人を世話をする福祉や教育、そして農林水産業といった1次産業を再度重視し、だぶついた建設業者の雇用を円滑に吸収できるシステムの整備こそ急務である、このように私は考えております。大森市長におかれましては、ぜひ大洲市百年の大計に合った確固たるビジョンを大洲市民にお示しいただき、そしてその実現に向けて強いリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

昨日の上田議員の質問に対する答弁の中で、各種公共事業といった市民サービスの向上に前向きな答弁をされたことは、私も大変評価しております。しかし、先ほど大野新策議員の質問の中でも答弁にございましたように、長浜水族館計画に関しまして、身の丈よりもやや大きいものという発言はややいただけません。大洲市、これほど財政が悪くなりました原因の一つとして、身の丈に合わない公共事業をやり続けてきたのが一つの原因じゃなかったか、私はこのように考えております。ぜひこれらの水族館

計画に関しましても、慎重なる上に慎重な御検討を重ねて、財政の再建を考えていただきたい、このように考えます。

それでは、これより一般質問に入ります。

まず、財政問題の1項目め、数値目標についてお尋ねをいたします。

さきの9月定例会におきまして、企画財政委員会におきまして、県に提出されました公債費負担適正化計画の内容が報告をされております。これによりますと、市債の発行につきましては、今後7年間で年間発行額を約30億円程度に抑制するという数値目標が示されております。この年30億円という数値以外に、現在どのような数値目標を設定し、財政健全化に取り組んでいくお考えであるのか、この点、理事者の答弁をお願いをいたします。

次に、地方交付税額の推移についてお伺いをいたします。

先ほど取り上げました数値目標の設定は、地方交付税額が現行水準に維持されるということを前提に立てられております。今後、国が進めます三位一体改革の進展次第では、大洲市への交付税が大幅に削減される可能性も非常に高いのではないかと危惧をしております。財政再建を進めるに当たりまして、このような事態も十分に想定をしているのかどうか、理事者の見解、お聞かせいただきたいと思います。

3点目としまして、財政再建への強い意思表示についてお伺いをします。

ことし3月からの特別職給与の削減や、二転、三転はいたしましたが、議員報酬の削減など、その方向性は評価をしたいと思います。また、広報「おおず」今月の12月号におけます市の財政状況の詳細な報告につきましても、私はこちらの議会で再三要望してまいりました市民への情報公開と、そして説明責任の実行でありまして、高くその取り組みを評価をしたいと思います。今後財政再建を進めていくに当たりまして、市民生活にはさまざまな影響が出てくる

と思われます。当然市民の間からはさまざまな不平、不満が出てくることと思います。そのような中で、財政再建にける理事者の強い意思表示こそ必要不可欠ではないかと、このように私は考えておりますが、この点、大森市長自身の見解、ぜひお聞かせください。

次に、愛媛県地方局の再編問題について質問いたします。

現在、愛媛県は2008年4月の地方局再編に向けた検討作業を進めております。その中で、現在の八幡浜、宇和島両市の地方局を南予地方局として統合する案が浮上し、関係者の関心が高まっている、このような状況であります。このような中、さきの12月5日の定例県議会におきまして、加戸知事は東・中・南予の地域割りどおりの管轄がよいと、大洲市の中予地方局編入に対して否定的な答弁を行っております。これら一連の動きに対しまして、大洲市としてその理事者の見解、お聞かせをください。

また、中予地方局への編入問題と南予地域の連携についても伺いをいたします。

本来は、さまざまな前提条件があった上での選択肢の一つとしての中予地区編入希望が大洲市の既定方針であるかのように報道等でひとり歩きしている、このような印象がございます。現状のままでは、広域行政を通じての八幡浜地域との関係だけでなく、観光業などさまざまな南予地域との連携に支障を来すおそれがないか大変危惧をしております。また、今さら中予地区に編入したところで、後入りの大洲市の立場で十分な発言権を果たして確保できるのかどうか、この点も心配する点であります。これらの問題に関しまして、理事者の見解、お聞かせいただきたいと思います。

次に、市政懇談会についてお尋ねをいたします。

今年度は7月から10月までの期間で計23回の市政懇談会が実施をされております。私自身も一市民の立場、ちょうど辞職しておりましたの

で、一市民の立場ということで地元地区の市政懇談会を傍聴いたしまして、その実情、見聞いたしております。さきの市長選挙におきまして、大森市長は説明責任が足りない和前市長を大変批判をしておられました。市民への説明責任を果たしていくという大森市長の公約実現のためにも、市政懇談会、この一層の充実は不可欠ではないかと私は考えております。今年度の実績を踏まえた上で、来年度以降どのような市政懇談会の運営方針をお考えか、その見解、お聞かせをください。

次に、4番目といたしまして、伊予肱川簡易保険保養センター跡地についてお尋ねをいたします。

この保養センター跡地につきましては、現在合併しました新大洲市の所有となっております。この跡地を購入した旧肱川町におきましても、臨時町議会でのこれら購入の議決は、昨年12月27日という合併わずか2週間前の出来事でもございました。新大洲市住民の多くの方にとりましても、まさに寝耳に水、このような感想をお持ちの方も多いと思います。まずは、旧肱川町がこの跡地を取得に至りました経過について理事者の説明をお願いをいたしたいと思ひます。

2点目といたしまして、取り壊し費用について伺いをします。

この跡地の建物自体は昭和46年の完成でありまして、築30年以上を経過をしております。跡地をどのように活用するにしましても、建物の取り壊し、これは避けられないと感じておりますが、これら取り壊し費用の概算額をどの程度見積もっておられるのか、御報告をお願いしたいと思ひます。

3点目としまして、今後の活用方針についてお尋ねをいたします。

旧肱川町におきましては、この跡地の取得の是非を議員協議会で協議した際、民間事業者による福祉施設計画の存在が報告された、このよ

うに聞いております。これらの活用計画につきまして、現状はどのようになっているのか、御答弁をお願いいたします。

また、今後の活用に関しまして、さらなる公金の追加投入のおそれはないのでしょうか。現在の理事者の見解、お聞かせいただきたいと思います。

次に、5項目めといたしまして、南隅櫓及び居宅取得事業、これについて質問いたします。

この事業は、県立大洲高等学校第2グラウンド横にあります国の重文南隅櫓及び居宅を取得する事業です。本年10月末に開かれました議会代表者会での報告によりますと、実地面積は1,338.99平方メートル、土地取得額は総額8,462万4,168円となっております。これらの土地、建物は、去る11月16日に売買契約を済ませた、このように伺っております。これらの今後の、取得しました用地、この施設、今後の活用方針について理事者の方針、お聞かせをいただきたいと思います。

それでは最後になりますが、今までちょっと世知辛い話ばかりでございましたが、少しはよい話で、大洲市の名誉市民条例について質問したいと思います。

旧大洲市におきましては、社会、文化、産業の進展に貢献し、その功績顕著なる者に対して名誉市民の称号を贈り、これを顕彰する制度がございました。過去に旧大洲市では3名の方にこの称号を贈られておりますが、新市発足後はこの条例も現在未整備であります。現在、大洲市の内外、果ては海外でも活躍されておる大洲市出身の方々の中には、これらの称号にふさわしい方もおられるのではないかと、私はそのように感じております。このような方々を顕彰し、大洲市のイメージアップ、これらを図るためにも、名誉市民条例の再制定が必要ではないかと考えておりますが、この点はぜひ大森市長自身の見解、お聞かせをいただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴まことにありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、最後に中野議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思います。

私の方からは地方局の問題、それから名誉市民条例の問題について、特にお答えをいたしたいと思います。

その他につきましては、きのう、きょうの御答弁で重複して答弁もしておると思いますので、ほかの者の出番もありますので、どうぞひとつ御容赦をいただきたいと思います。

地方局の問題でございますが、どう考えるか、これ非常に大事なことでございます。現在の地方局制度は昭和55年に導入されまして、以来20年余りにわたり我々地方組織の中核をなす制度として定着しておるわけでございます。今回新しい時代の流れに的確に対応するため、県御当局においては現在の5局体制を3局体制に再編統合し、新しい地方局は、現地即決、現地完結に主眼を置いた機能、権限の強化を図っていくとの基本方針が知事の方から公表されたところでございます。

この再編問題は、当市におきましても今後の円滑な市政運営を推進する上でも大変重要な問題でありまして、本年6月に県が実施をされました地方局制度に関するアンケートを機に、同20日に臨時庁議を大洲市でも開催いたしました。新大洲市としての意見を集約をいたしますとともに、県とのヒアリング及びその後行われました愛媛トップミーティングの場において、西予市であったわけでございますが、加戸知事に対しまして、当市の中予地域への編入とあわせまして、昨年11月に県行政改革地方分権推進委員会がまとめられておりました中予地方局へ加えることに優位性があるとした案を尊重する

旨の考えを申し上げたわけでございます。また、その状況は改正前ではございましたが、議会の皆様にもこの経過だけは御報告を申し上げたというところでございます。

しかしながら、今中野議員を初め御案内のとおり、中予地方局あるいは南予地方局のどちらに編入することになりましても、それぞれメリット、デメリットが生じると思います。地域住民の利便性の向上及び行政事務の簡略化による住民サービスの向上に主眼を置きますとともに、今後は将来の道州制を踏まえた四国の中で大洲市がどうあるべきか、まちづくりを最優先に考えて、県との協議に慎重に当たってまいりたいと考えておる次第でございます。

中予編入問題と南予地域の連携について、この問題は支障を来すのではないかという御指摘でございますが、このたびの再編につきましては、行政効率化のために5局体制から3局体制に再編され、現八幡浜地方局の管轄区域が変化することでありまして、広域行政圏域が必ずしもこれに連動すべきものでもないのではないかという考えも持っております。2つの地方局と圏域とのエリアが混在することは、法的には問題はないようでありますから、県と市とのスムーズな連携により、市民のニーズに的確かつ迅速に対応できる、いわゆる行政事務を円滑にするためのエリア、中予、松山でございますが、中予局と広域市町村圏域としてのまちづくりを推進するためのエリア、南予地方局、これがまさに宇和島と八幡浜で綱引きがされておるところでございます。仮に分かれたといたしましても、それはそれで効率的で幅広い事業の推進を図ることにそれほど支障があるとは思わないわけではありますが、今後ともこれまでの南予圏域での連携を密にするとともに、これまで以上に南予地域の活性化に努めてまいりたいと考えておるわけではございます。

先ほどお話もございましたように、松山へ行ったんでは後入り、さりとて宇和島ということ

になると、これから時間をかけて宇和島へ行って、そのことが片づかん場合に、松山までまたとって返していくんかと、この問題がまさに起きてくるわけでございます。率直な大洲市長としての見解をどうぞというトップミーティングで話ございましたので、私の方からはそういう今の、今後の予測も含めてですが、3局体制、いずれは松山1局ということになってまいりますと、もう松山のおつき合いをした方が、後入りになるとは思っておりません。なぜかといいますと、別に松山にお世話になるわけではございませんので、大洲市は大洲市として1市2町1村が一緒になってやっていくわけでございますので、いずれは内子ともそんな話も起きるかもしれませんが、大洲、喜多郡と一緒にやっていくという中では、何も松山にそう卑下することはないと私は思っておりますので、その他の伊予市さん、あるいは周辺の東温市さん、そこらとも相はかってやっていけば、別に松山へ行っても問題はないんじゃないかという気はしとるわけでございます。

しかし、あれだけ立派な地方局がまだ八幡浜、宇和島にあるわけございまして、そのときに加戸知事からもお話がございました。八幡浜と宇和島、あれだけ立派なもんがあるのに、西予市へ建てるのかという考えは財政的にございせんという話がもう率直にあったわけございまして、そうしますと私にもいろいろ意見を出せる余地が残っとるわけございまして、西予に建たないということになりますと、大洲も同じことを言っても、また意見としては通るんじゃないかという考え、南予の中心として表の玄関口という以上は観光の問題も含めまして、大洲がやっぱりリーダーシップをとっていくべきではないかという意見もまた述べさせてもらえるんじゃないかということも感じたものでございまして、私は一つの方策として、山鳥坂ダム、肱川流域、これを一生懸命全国でも数少ない、いろんな問題を抱えながら推進をし

ておる経過もございますんで、ひとつその建設部、土木事務所、そういうものについては大洲に拠点を置いてもらって、南予のいいじゃないかと、それからその他のものについては全部大洲がということにはことにはいきますまいから、それは折り合いながらやっていくということも方策ではないでしょうかという意見を公に言ったわけでございます。

そのときはそのときで意見をいろいろ聞かせてくれという会でございましたんで、結論は出なかったわけでございますが、その後は皆さん御承知のとおり、県議会でのやりとり等がいろいろあつたりますが、まだいまだにどっちへということではできておりませんようで、南予は南予で大洲もひとつそういうことの枠を外れんようにやってもろうたらありがたいという意味だろうというふうに今現在解釈をしておりますんで、これは私一存、議長さん一存でできるような問題ではない大きな問題でございしますので、議員さんの皆さんとも諮りながら、今後どうしていくかということは落としどころを見つけて模索していきたいと、知事さんもいろいろ今石を投げてみて、反応を見られとる段階だろうと思いますので、将来の道州制あるいは最終的にどういうふうになっていくんか、一遍にはいかんと思いますんで、段階を踏んで整理をされていくと思いますので、そのときには的確な意見をやっぱり述べさせてもらおうということで、今後取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、最後に建設的に御提案をなさいました名誉市民条例のことでございますが、これは言われたとおりでございます。旧大洲市、旧肱川町で制定をしておられる。大洲市で先ほど言われましたように、加藤泰道公、それから植木秀幹博士、それから出石寺の神山諦鏤和尚さん、この3名が顕彰をされて、写真がかかるとるわけ、もう御承知のとおりでございますが、新市発足時におきましては、旧市町村すべてが

この条例を制定していなかったわけでございます。選定の方法、基準、異なっていたことなどから、合併時に旧条例を引き継ぐことなく新市において新しい議員さん、皆さん方とともに相談しながら制定していくものと考えておりました。

中野議員さんも一つの御提案を、お考えがあるようでございます。それも含めまして、その他の議員さんにはまたほかの考えがあろうと思いますので、御指摘のように郷土の誇りとして尊敬できる方に対して名誉市民の称号を贈り、これを顕彰するということは大変大事なことであらうと思います。本市の名誉市民条例の制定に向けましては、前向きに取り組んで今後まいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたらと思います。

その他の問題につきましては、先ほどのような理由でその他の者から答弁をさせていただきますんで、よろしくお願いいたします。

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 中野議員さん御質問の財政問題について、数値目標について、それから地方交付税の推移について、それから財政再建への強い意思表示ということについて御質問があったわけでございます。

まず、数値目標につきましてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、公債費関係につきましては、数値目標を持った大洲市公債費負担適正化計画に基づきます市債の発行管理につきまして、平成23年度までに起債制限比率を13%以下といたしまして、財政の健全化を図るように計画をしておるところでございます。

その他の数値目標は設定はしていないのかという御質問でございますが、公債費負担適正化計画では、先ほど申しましたように起債制限比率を13%以下にするというところでございまして、そのため

に起債発行額を30億円程度にするという目標値を設定しておりまして、その他の財政健全化に向けた取り組みにつきましては、歳入と歳出との両面から総合的に行う必要があると考えておるところでございます。

現在、大洲市行政改革大綱を策定中ではありますが、大綱の策定を通じまして、総合的な行政改革の取り組みを行う予定といたしております。歳入面では受益者負担の見直しなど、歳出面では事務事業の整理、合理化、組織機構の見直しなどによりまして、歳入、歳出両面から持続可能な財政構造の構築を図ろうとしておるところでございます。

このようなことから、今年度中に策定する大洲市行財政改革大綱の中で、具体的な数値目標等の設定に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

次に、地方交付税の推移でございますが、御指摘のとおり起債制限比率の数値目標につきましては、現在の地方交付税制度の中での計算値でございます。地方交付税の削減が行われますと、計算式の分母が減額いたしますので、比率は高くなりまして、目標値に達しなくなるということも考えられるわけでございます。こうしたことから、目標値達成のためには当然大洲市の財政状況を踏まえまして、毎年計画を見直して適切に変更することも必要なものであると考えておるところでございます。改革の時代、地方財政を取り巻く環境も毎年毎年非常に厳しく変動をいたしております。この変化に適切に対応をしてまいりたいと考えておるところでございます。

財政再建への強い意思でございますが、先ほども申しましたように、大洲市の行財政改革のため、行財政改革大綱を策定中でございます。その中で具体的な取り組みや数値目標も設定していく予定でございます。厳しい財政環境を考えると、歳入、歳出両面にわたり、すべての面で痛みを伴う厳しい取り組みにならざるを得ないのではなかろうかと考えておるわけ

でございます。このような行財政改革大綱の策定や、また市民の皆様の御理解や御協力を得ながら策定いたしました大綱を実行することで、私どもの真剣な意思や取り組みを感じていただけるものと思っておるところでございます。

今後とも市民の皆様に情報を公開しながら、市民の皆様が納得する行政の水準、これを維持しながら行財政改革の取り組みとバランスある市政運営を行っていきたいと考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○小泉勝明総務部長 議長

○清水久二博議長 小泉総務部長

〔小泉勝明総務部長 登壇〕

○小泉勝明総務部長 それでは、私からは市政懇談会についてお答えをいたします。

合併まで旧大洲市では、御案内のように区長総会という名称で市内14地区において開催され、事前にいただいた要望事項を回答しておりました。今年度は合併して間もないということから市政懇談会と名称も改めまして、新市としてのあり方あるいは将来像について意見を交換する場として開催をいたしたところでございます。

御指摘のとおり、今年度の開催実績といたしまして、7月から10月までの4カ月間にわたり大洲14回、長浜が7回、肱川1回、河辺1回の合計23回を開催いたしましたところでございます。約500人の区長さんを初めとする地域の皆さんとお会いをいたしまして、市長ほか各部長が新市建設の基本方針や主要施策を説明し、皆さんからの御意見や御要望などを伺ってまいりました。この中で、もう少し身近な要望を聞いてほしい、回答や質疑の場としてもらいたいというような御意見や、市側の説明は少しボリュームがあり過ぎて一遍にはわかりにくいといったような御意見もございました。来年度以降につきましては、これらのことも考慮いたしまして開

催内容等を検討したいと考えておりますが、どちらにいたしましても市の方針、考えを説明すること、情報等を公開すること、これは優先して実施したいと考えております。今後整理ができましたら、区長会長会あるいは自治会長会、そういった関係機関とも協議をした上で実施をしてみたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○櫻田和明肱川支所長 議長

○清水久二博議長 櫻田肱川支所長

〔櫻田和明肱川支所長 登壇〕

○櫻田和明肱川支所長 それでは、私からは伊予肱川簡易保険保養センター跡地についてお答えいたします。

まず、取得に至った経過について御説明をいたします。

平成15年9月に日本郵政公社簡易保険事業部から15年度において伊予肱川簡易保険保養センターを含む全国の8施設を廃止するとの情報が入り、同11月には日本郵政公社から所有財産の取得意向の照会がございました。旧肱川町におきましては、国・県の関係機関等に再三にわたり施設の存続を要望してまいりましたが、最終的には廃止されることとなったわけでございます。この施設の周辺には県立自然公園、鹿の川園地、鹿鳴園、風の博物館、歌麿館等の施設があり、これまで旧肱川町においては一体的な利用を進めており、この簡保センターが閉鎖されても、地域活性化を図る上で大変重要な位置を占める土地でございます。そのようなことで町が取得し、利活用を図ることとしたものでございます。

この跡地の利活用につきましては種々検討いたしておりましたが、ある民間事業者から福祉施設として利用の話があり、そのような利用法も地域の活性化のため幾つかある選択肢の一つとして有効な手段として考えました。

このようなことから、最終的には平成16年12月27日の臨時議会において、肱川町の活性化

を図る施設や用地として将来有効活用ができるものとして、旧簡保センターの施設、敷地1万458.43平方メートルを合わせまして1,900万円で買い取ることの議決をいただいたものでございます。

次に、施設の取り壊し費用でございますが、敷地の利活用方策も具体的には確定しておりませんでしたが、正式な取り壊し費用の算出まではしていませんでした。ただ、公社との価格交渉時には、この御指摘ありました解体も想定し、少し大きく数千万円の表現で解体費を持ち出し、価格交渉に入っておりました。その結果、もちろんこれだけではございませんが、当地の売買実例価格で算出しますと1億5,000万円から2億円の評価の土地を最終1,900万円で購入したものでございます。交渉時は数千万円と言っておりましたが、概算で数字を上げますと二千万円強程度必要ではないかと考えております。

次に、今後の活用方針でございますが、議員さん御指摘のとおり、先ほど触れましたが、旧肱川町の事業者の方から跡地を利用して介護保険サービス利用のできる施設整備を行う計画についての申し出がございました。申し出をされています整備計画の内容につきましては、入所施設を核に幾つかの在宅サービスの提供ができるような比較的大きな規模の計画であります。しかしながら、大洲市の現状というのは、他市町と比べまして比較的この施設整備が進んでおりますので、その整備が可能であるかにつきましては県に指定権限のあるもの、市の指定権限となるもの、いずれについても非常に困難であるとの見込みであり、そのことを事業者の説明いたしているところでございます。

事業者においては、入所施設でなく在宅で利用できる小規模施設の整備という形でも、旧肱川の地域活性化に協力をしたいとの考えを持っておられます。しかし、現状では小規模施設であっても整備は困難と思われる状況でありま

す。このため、介護保険における小規模施設とあわせ、介護保険以外の福祉施設等も視野に入れて、今後その跡地利用について検討してまいりたいと考えております。

なお、御質問のありました公金の追加についてでございますが、現在進めておりますこの介護保険事業に関しましては、そのまま施設を利用されるのか、あるいは解体し新しい施設を整備されるのか、まだ整備計画が確定しない段階ではございますが、いずれにしても旧町においては土地の取得までとの考えでおりますので、市の一般財源を今後投入する予定はないものと考えております。

以上、お答えいたします。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは南隅櫓及び居宅取得事業についてお答えを申し上げます。

これらの物件につきましては、去る11月16日に取得したところでございまして、今後の活用計画といたしましては、国指定重要文化財であります南隅櫓につきましては修繕等を行いついて、一般公開ができるように準備を進めてまいりたいというように考えております。

また、居宅につきましては当面部分的な修繕を行いついて、大洲城に関する資料や大洲城跡から発掘された遺物等を整理する場所として活用したいと考えておりますが、将来的には市民の皆様の御意見などを拝聴しながら、櫓、居宅、庭園が一体となった市民がいつでも、だれでも気軽に立ち寄れる地域交流の場として、また観光の場として活用ができるように検討してまいりたいというように考えております。

以上、お答えいたします。

○8番中野寛之議員 議長

○清水久二博議長 中野寛之議員

〔8番 中野寛之議員 登壇〕

○8番中野寛之議員 済みません。短く少し再質問させていただきます。

これは質問ではないんですが、伊予肱川の簡易保険保養センターに関して御報告等がありました。これは合併前の2週間前の購入でありますので、この点に関して大森市長になかなかどうこうという筋の問題ではないことは重々承知しておりますが、先ほど市の財源投入はないと考えている。そのような御答弁もございましたが、このような御時勢でございますので、さらなる冗費の、むだ遣いにならないように慎重に事業を図っていただきたいと思います。

同じく、この南隅櫓と居宅事業に関しまして、大洲市は過去に油屋であるとか大洲温泉であるとかいろいろ市民の批判を浴びます事業もございましたので、これらの失敗から学んで同じ轍を踏まないように、これまた慎重に進めていただきたいと、このように強く要望いたします。

そして、一点だけ再質問なんですが、財政問題の3点目、先ほど助役さんの方から行革大綱を作成中であり、その中で強い意思を示していきたいし、情報も公開していくと答弁もございました。しかし、その中で、先ほど歳入面の見直しでは受益者負担の見直しという言葉も出ております。つまり、これはまさに市民負担の増大でございまして、先ほど私も触れましたように、あらゆるところから市民の皆さんから不満も出てくる可能性もある。このように再度感じております。やはり、この点に関しまして一点だけ、大森市長みずからのお言葉で財政再建に取り組んでいくという強い意思表示、最後一言述べていただけたらと思います。

以上をもちまして私の再質問にかえさせていただきます。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 中野議員さんの再質問の答弁

でございますが、御趣旨を踏まえながら、また皆さんのこの2日間にわたる激論の中での御答弁申し上げたこと、また聞かせてもらったこと、すべてもう一度そしゃくをいたしまして、平成18年度、まさに私にとりましては助走をして一年走りまして、平成18年度でいよいよ本格的に腰が入ってやれる段階にしていけないけんわけでございますので、頑張っていきたいと思っておりますので、以上で答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○清水久二博議長 以上で質疑、質問を終結いたします。

ただいま議題となっております議案11件につきましては、お手元に配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第3、請願第1号から請願第8号までの請願8件を一括して議題といたします。

これら請願8件のうち請願第2号から請願第8号につきましては、お手元に配付しております請願付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

請願第1号につきましては、肱川流域治水対策特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、請願第1号につきましては肱川流域治水対策特別委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会におかれましては、議案並びに請願について十分に審査を行い、次の本会議において委員会の審査の経過と結果について各委員長の報告を求めるといたします。

以上で本日の日程を終了いたしました。

お諮りいたします。

12月14日から16日及び19日、20日は委員会審

査等のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、12月14日から16日及び19日、20日は休会とすることに決定いたしました。

なお、12月17日、18日の両日は市の休日で休会となっております。

12月21日午後2時から本会議を開きます。

日程は、各委員長の報告と議案等に対する審議の続行であります。

~~~~~

○清水久二博議長 本日はこれにて散会いたします。

午後4時44分 散 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員